

令和2年3月10日  
(火曜日)

令和2年 第2回幌延町議会（定例会）  
会議録 第1日目

## 議 事 日 程

- 開会宣告及び開議宣告
- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 議案第1号 平成31年度幌延町一般会計補正予算（第6号）
- 6 議案第2号 平成31年度幌延町国民健康特別会計補正予算（第2号）
- 7 議案第3号 平成31年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）
- 8 議案第4号 平成31年度幌延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 9 議案第5号 平成31年度幌延町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 10 議案第6号 平成31年度幌延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第7号 平成31年度幌延町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 12 令和2年度 町政執行方針  
令和2年度 教育行政執行方針
- 13 議案第8号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第9号 幌延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第10号 幌延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第11号 幌延町移住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第12号 幌延町民営賃貸住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第13号 幌延町定住促進持家住宅建設等奨励条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第14号 幌延町商工業等振興促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第15号 幌延町職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第16号 使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 22 議案第17号 幌延町障害福祉サービス施設の指定管理者の指定について
- 23 議案第18号 幌延町食肉加工施設の指定管理者の指定について
- 24 議案第19号 令和2年度幌延町一般会計予算
- 25 議案第20号 令和2年度幌延町国民健康保険特別会計予算
- 26 議案第21号 令和2年度幌延町国民健康保険診療所特別会計予算
- 27 議案第22号 令和2年度幌延町後期高齢者医療特別会計予算
- 28 議案第23号 令和2年度幌延町介護保険特別会計予算
- 29 議案第24号 令和2年度幌延町簡易水道事業特別会計予算
- 30 議案第25号 令和2年度幌延町下水道事業特別会計予算  
（予算審査特別委員会設置、審査付託）  
（散 会 宣 言）

本日の会議の順序

		開会宣告及び開議宣告	日程 第22	議案 第17号
日程 第1		会議録署名議員の指名	〃 23	議案 第18号
〃 2		会期の決定		休憩宣告
〃 3		諸般の報告		開議宣告
〃 4		行政報告	日程 第24	議案 第19号
〃 5		議案 第1号	〃 25	議案 第20号
		休憩宣告	〃 26	議案 第21号
		開議宣告	〃 27	議案 第22号
日程 第6		議案 第2号	〃 28	議案 第23号
〃 7		議案 第3号	〃 29	議案 第24号
〃 8		議案 第4号	〃 30	議案 第25号
〃 9		議案 第5号		(予算審査特別委員会設置)
〃 10		議案 第6号		散会宣告
〃 11		議案 第7号		
		休憩宣告		
		開議宣告		
日程 第12		幌延町政執行方針		
〃 12		幌延町教育行政執行方針		
		休憩宣告		
		開議宣告		
日程 第13		議案 第8号		
〃 14		議案 第9号		
〃 15		議案 第10号		
〃 16		議案 第11号		
〃 17		議案 第12号		
〃 18		議案 第13号		
〃 19		議案 第14号		
〃 20		議案 第15号		
〃 21		議案 第16号		

出席議員（6名）

議 長	8 番	高 橋 秀 之
	2 番	齋 賀 弘 孝
	3 番	植 村 敦
	4 番	無量谷 隆
	6 番	吉 原 哲 男
	7 番	西 澤 裕 之

欠席議員（1名）

1 番	富 樫 直 敏
-----	---------

出席説明員

町 長	野々村 仁
農 業 委 員 会 会 長	卯子澤 芳彦
代 表 監 査 委 員	利 波 隆 造
副 町 長	岩 川 実 樹
教 育 長	木 澤 瑞 浩

総 務 財 政 課 長	藤 井 和 之
住 民 生 活 課 長	早 坂 敦
保 健 福 祉 課 長	村 上 貴 紀
企 画 政 策 課 長	藤 田 秀 紀
産 業 振 興 課 長	山 本 基 継
建 設 管 理 課 長	島 田 幸 司

総務グループ主幹	伊 藤 崇
----------	-------

教 育 次 長	伊 藤 一 男
---------	---------

国民健康保険診療所事務長事務取扱	(岩 川 実 樹)
国民健康保険診療所事務次長	若 本 聡

農業委員会事務局長	(山 本 基 継)
-----------	-----------

選挙管理委員会事務局長	(藤 井 和 之)
-------------	-----------

事 務 局 長	植 村 美 佐 子
主 事	満 保 希 来

(10時00分開 会)

議 長 高 橋 秀 之 君

おはようございます。

本日の出席議員は6名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第2回幌延町議会定例会を開会します。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付されているとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定に基づき、議長において4番無量谷隆君、6番吉原哲男君を指名します。

日程第2 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日、3月10日から12日までの3日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日、3月10日から12日までの3日間に決定しました。

日程第3 「諸般の報告」を行います。

議長としての報告事項は、配付した資料のとおりです。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4 「行政報告」を行います。

町長、教育長から、順次行政報告を求めます。

町 長 野々村 仁 君

それでは、幌延町議会3月定例会の開催にあたり、一般行政の執行状況について、ご報告いたします。

はじめに、叙勲受章及びその他表彰についてですが、地方自治の発展向上に多大なご貢献をされた、現職の町議会議員でありました、故岡本則夫氏について、特別叙勲の上申をいたしましたところ、2月4日に旭日単光章の受章が決定されました。

故岡本氏は、昭和62年5月に地域住民の衆望を担い、幌延町議会議員に初当選以来、通算13年以上の長きに渡り議会活動を積極的に続け、その間、総務文教常任委員長や産業厚生常任委員長などを務められ、地方自治の振興発展に多大なご貢献をされました。原子力関連施設誘致促進特別委員や深地層研究施設対策特別委員としても、原子力関連施設の誘致に積極的に取り組まれ、現在の日本原子力研究開発機構幌延深

地層研究センターの誘致実現に大変ご尽力を賜りました。

皆様もご存じのとおり、故岡本氏は、昨年4月の幌延町議会議員選挙において当選を果たされ、議会活動を続けられておりましたが、令和2年1月7日、72歳でご永眠なされました。ここに改めて、故岡本氏のご生前のご功績に対し、深甚なる敬意と感謝の意を表したいと思っております。

次に、その他の表彰についてですが、幌延町交通安全指導員として平成9年7月から22年を超える長きにわたり、交通安全指導や交通秩序の保持及び交通事故防止にご尽力いただいております遠藤稔氏が、交通安全実践者として他の模範になると認められたことから、北海道善行賞の授与が決定され、2月18日に私から伝達いたしました。

北海道善行賞を受けられました遠藤氏には、各期別運動期間中の街頭指導はもとより、交通安全青空教室、歳末特別夜間街頭指導や各種イベントなどにおいて交通安全指導にご尽力され、町民の交通安全意識の高揚に多大なご貢献をいただいているところですので。

次に幌延町産ミズナラ樽貯蔵日本酒。商品名で言いますと、Smoky純米酒北海道No.1についてですが、この度、第27回北海道加工食品コンクールに出品しましたところ、入賞をいたしました。今回の参加企業は21社であり、1月9日に審査が行われた結果、北海道知事賞に続いて2番目の賞である札幌市長賞を受賞いたしました。これまでの常識を覆す新しい日本酒で、幌延町のミズナラ木の内側を焼いて焦がした洋樽を使い、貯蔵・熟成させた特別な純米酒となっております。芳醇でスモーキーな香りと、スパイシーで重厚な味わいが特徴で、外国の方々にも好評であると聞いております。この日本酒は、道産原料を使った地酒造りの技術を積み重ねて来た田中酒造株式会社が作り上げました。

最後に、町広報誌ですが、道内各地の自治体の優れた広報誌を表彰する第66回北海道広報コンクールの広報写真・一枚写真の部に本町も応募しましたところ、入選いたしました。

コンクールは道や道市長会、道町村会で構成する広報広聴技術研究会実行委員会が毎年実施しているものです。広報写真・一枚写真の部には33点の応募があり、特選1点、入選2点が選ばれ、留萌・宗谷両管内の入賞は全部門を通じて、本町のみとなっております。

入選作は、昨年9月の町内の水泳大会で、小学生5人が横一線に並び、クロールで競う一瞬をとらえたもので、昨年の広報10月号の表紙を飾ったものです。

審査委員からは「水泳の臨場感が見事に表現され、スポーツの力強さが前に出ている」と評価されました。

これらの表彰は幌延町民にとって誇りであり、表彰を受けられました方々の長年にわたるご努力とご労苦に対し、深甚なる敬意と感謝の意を表したいと思っております。

お配りした資料には記載がありませんが、追加で1件ご報告させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策についてですが、ご承知のとおり、新型コロナウイルスは猛威を振るい、国内外において感染の拡大化が懸念されているところですので。幸いにも現時点では、町内での感染は確認されていないものの、道内では着実に感染者

数が増加している状況であります。

本町では、2月25日に危機管理対策室を設置し、情報の共有と対策準備について協議しておりましたが、北海道知事による緊急事態宣言の発表を受け、3月2日午前9時に幌延町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、幌延町新型インフルエンザ等対策行動計画に準じた形で、町内における感染予防対策を図ることとしたところです。

役場の感染予防対策といたしましては、町主催の行事や会議などは可能な限り中止または延期することとし、生涯学習センターや体育館など、不特定多数の方が集まるような公共施設については、3月19日まで休館といたしました。

また、役場などの休業していない公共施設では、アルコール消毒液の配置や補充を徹底し、万が一の感染に備え、簡易な防護服やマスクなどについても準備を進めております。町民の皆様への注意喚起については、教育委員会から保護者世帯向け、また、町のホームページ及び告知端末機などで行っておりますし、町民の皆様からの相談についても、保健福祉課保健グループで対応しているところです。

何よりも大切なことは、町民の皆様が感染しないことということですので、これからも継続して対策を講じ、感染を予防していきたいと考えております。町民の皆様には、引き続きこまめな手洗いや消毒、咳エチケット、できるだけ人混みは避けることなどに取り組んでいただきますようお願いいたします。

そのほか、一般的な事務事項につきましては、お手元にお配りした資料のとおりとなっております。

以上、第2回 幌延町議会定例会の行政報告とさせていただきます。

教 育 長 木 澤 瑞 浩 君

幌延町議会3月定例会の開催にあたり、教育行政の執行状況について、その概要をご報告いたします。

初めに、学校教育について4点ご報告いたします。

1点目は、追加として、このたびの新型コロナウイルス感染症の対応についてですが、2月26日に北海道教育委員会の要請を受け、本町の小・中学校を一週間臨時休業といたしましたが、2月28日に更なる要請を受け、3月24日まで延長しております。

その間、2月26日、3月2日、4日、6日に臨時校長会を開催し、今後の児童生徒への対応等について協議するとともに、児童生徒、保護者、地域の皆様へ周知し、ご理解ご協力をいただいているところでございます。

卒業式の開催につきましては、3月8日に幌延中学校が挙行いたしました。道教委の通知をもとに、町内3校共通理解のもと、規模を縮小し、開催しております。

また、3月9日の夕方、知事の会見や道教委の通知を受け、本町においても分散登校日を実施することとしました。

今後も、感染状況や北海道、北海道教育委員会からの要請等を鑑みながら、校長会や、幌延町新型コロナウイルス感染症対策本部で協議し、適切な対応を図れるよう努めてまいります。

2点目は、学校でのインフルエンザ感染について。

幌延小学校で1年生が2月3日から2日間、幌延中学校で1年生が1月31日から2日間の学年閉鎖をしておりますが、その後は感染が止まりました。

3点目は、稚内地区吹奏楽連盟主催の令和元年度稚内地区管楽器個人及びアンサンブルコンクールが1月19日に稚内市で開催され、幌延中学校からアンサンブルコンクールに10名が参加し、管打六重奏で銅賞、木管四重奏で銀賞を受賞しました。

4点目は、令和元年度全国体力運動能力運動習慣等調査の北海道教育委員会が作成する報告書に、本町の状況を掲載することに幌延町教育委員会も同意いたしました。体力、運動能力状況の一部分、一側面ではありますが、他の市町村と同様に、北海道教育委員会のホームページで公表されます。

次に、社会教育について3点ご報告いたします。

1点目は、今年度も冬季休業中に児童の生活学習習慣の定着を図る朝活プロジェクトを開催いたしました。小学1年生から6年生の47名が参加し、プログラミング教育や教室や英語活動、運動教室等を行い、その内容について、参加者や保護者から高い評価をいただきました。

2点目は、少年団活動についてです。2月10日に稚内地区小学生バレーボール連盟主催の若葉杯小学生バレーボール大会が稚内市で開催され、男子の部で幌延ジェーライズが準優勝、女子の部で幌延ウイングガールズが優勝いたしました。

3点目は、かるたクラブについてです。幌延小学校の児童が、2月16日に札幌市で開催された第23回北海道子どもかるた大会に宗谷管内の代表として、幌延のチームで5年ぶりの出場を果たしております。

また、2月9日に稚内市で開催された第33回ユアーズ杯子どもかるた大会に、小学校低学年の部に2チーム、小学校高学年の部に2チームが出場し、小学校低学年の部で優勝と3位入賞を果たしました。

以下、教育予算の執行状況、社会教育活動状況等につきましては、別紙資料のとおりであります。

以上、概要を申し上げ幌延町教育行政執行状況の報告といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

以上をもって、行政報告を終わります。

日程第5 議案第1号「平成31年度幌延町一般会計補正予算」の件を議題とします。

議案第1号についての提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤 井 和 之 君

議案第1号「平成31年度幌延町一般会計補正予算 第6号」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、国の補正予算による問寒別地区道営畑地対総合整備事業の増と各小中学校GIGAスクールネットワーク整備事業の新規計上、また、幌延町医療職員養成修学資金貸付事業の増、それ以外のものについては、今年度実施している各事業の決算見込みの精査による補正が主なものです。

1ページをお開きください。



第1条第1項、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算からそれぞれ5,254万2千円を減額し、歳入歳出それぞれの予算総額を49億9,816万8千円にしようとするものです。

第2項第1表、歳入歳出予算補正の主な内容について説明いたします。2ページをお開きください。

初めに歳入ですが、10款地方交付税では1,616万9千円の増。14款国庫支出金で1,452万円の増。17款寄附金で313万4千円の増。18款繰入金で1億1,677万円の減。20款諸収入で675万9千円の減。21款町債で3,270万円の増などで、歳入合計5,254万2千円の減額補正です。

次に3ページの歳出ですが、2款総務費で724万4千円の減。3款民生費で2,294万9千円の減。6款農林水産業費で623万9千円の増。8款土木費で4,856万5千円の減。10款教育費で3,093万4千円の増などで、歳出合計5,254万2千円の減額補正です。

第2条、継続費の補正ですが、4ページをお開きください。

第2表、継続費補正については、9月補正で設定いたしました問寒別除雪センター整備事業の総額と、初年度の出来高予定額の減少により、年割額を変更する必要が生じたため、総額6,370万9千円を6,135万2千円に減額し、平成31年度の年割額2,172万6千円を1,587万2千円に、令和2年度の年割額4,198万3千円を4,548万円に変更する補正です。

第3条、繰越明許費ですが、6ページをお開きください。

第3表、繰越明許費については、令和2年度に繰り越して使用することができる経費は、6款1項農業費の幌延町酪農肉用牛増産近代化施設整備事業1,356万2千円と、冒頭で申しあげました国の補正予算による、6款1項農業費の間寒別地区道営畑地帯総合整備事業2,475万円。10款1項教育総務費の各小・中学校GIGAスクールネットワーク整備事業3,742万6千円の3事業になります。

第4条、債務負担行為の補正ですが、8ページをお開きください。

第4表、債務負担行為補正については、当初予算で設定いたしました公用車購入事業の事業費が確定したため、債務負担行為の限度額を340万6千円から338万5千円に変更する補正です。

第5条、地方債の補正ですが、10ページをお開きください。

第5表、地方債補正については、国の補正予算による増額と事業費の精査等によるもので、既定の地方債限度額の合計8億620万円を8億3,890万円に補正するものです。

地方債の限度額を補正する主なものは、ソフト事業の過疎地域自立促進特別事業5,750万円を7,890万円に、問寒別地区道営畑地对総合整備事業5,630万円を7,810万円に、問寒別除雪センター整備事業2,160万円を1,560万円に、下水道施設改修事業1,900万円を1,050万円に変更し、新たに各小・中学校GIGAスクールネットワーク整備事業1,260万円を追加する補正です。

以下、歳出歳入の順で、補正の補正予算の主な内容について説明いたします。34ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目 議会費では、議員の欠員等により、議会運営費 9 9 万円の減。事業費の精査により、町議会議員視察研修事業 6 3 万 1 千円の減です。

2 款 1 項 2 目 自治振興費では、電柱添架移設業務の減少により情報通信施設整備運営事業 1 8 7 万 1 千円の減と、ふるさと応援寄附金の件数増加による返礼品の増などによりふるさと応援推進事業 8 9 万 5 千円の増です。

3 6 ページをお開きください。

7 目 企画費では、事業費の精査により、まちづくり事業 2 9 5 万円の減と 3 9 ページの地域おこし協力隊の欠員等により、地域おこし協力隊運営事業 5 4 8 万円の減です。

4 0 ページをお開きください。

1 2 目 諸費の基金管理事業では、今回の補正予算の財源調整の結果、ふるさと創生基金積立金 3 8 5 万円の増と、ふるさと応援寄附金の増によりふるさと応援寄附基金積立金 9 8 万 2 千円の増です。

4 2 ページをお開きください。

3 款 1 項 1 目 社会福祉総務費では、国民健康保険診療所の運営費に対して、国民健康保険特別会計から国民健康保険診療所への繰出金が増加したことなどにより、一般会計からの国民健康保険診療所特別会計繰出金 5 7 4 万 8 千円の減と、事業費の精査により北星園民営化支援事業 9 5 万 2 千円の減、新婚生活応援事業 1 5 0 万円の減です。

3 目 老人福祉費では、後期高齢者医療広域連合納付金の減少により後期高齢者医療特別会計繰出金 2 4 9 万 4 千円の減と、介護給付費の減少により介護保険特別会計繰出金 3 7 2 万 6 千円の減です。

4 4 ページをお開きください。

2 項 1 目 児童福祉総務費では、事業費の精査により出産祝金及び養育手当支給事業 3 3 1 万 8 千円の減です。

4 款 1 項 1 目 保健衛生総務費では、4 7 ページの医療職員養成修学資金の貸付希望者の増加により、幌延町医療職員養成修学資金貸付事業 4 8 0 万円の増です。

5 0 ページをお開きください。

6 款 1 項 3 目 畜産業費では、事業費の精査により、町営牧場管理費 3 5 0 万円の減です。

6 目 農地開発費では、今年度の補助申請が見込まれないため、農業施設補修事業 2 0 0 万円の減と、問寒別地区道管畑地対総合整備事業では国の補正予算による増額と、事業費の精査による減額により 2, 1 8 5 万 3 千円の増です。国の補正予算による増額分は、第 3 表の繰越明許費により、令和 2 年度に繰り越す事業になります。

5 2 ページをお開きください。

2 項 2 目 造林費では、事業量の減少により、未来につなぐ森づくり推進事業 5 3 8 万 7 千円の減と、事業費の確定により、町有林整備事業 2 2 3 万 8 千円の減です。

5 6 ページをお開きください。

8 款 2 項 1 目 道路維持費では、暖冬による消雪のため道路維持管理費の除雪業務 2, 2 0 2 万円の減。事業費の精査と今年度の出来高予定額の減少により、問寒別除雪セ

ンター整備事業585万4千円の減です。

58ページをお開きください。

3項2目下水道費では、下水道施設改修事業と個別排水施設整備費の減額などにより、下水道事業特別会計繰出金1,728万円の減です。

60ページをお開きください。

10款1項3目教育振興費では、国の補正予算を活用して、各学校の通信ネットワーク構築と児童生徒1人1台の端末整備を図るため、各小中学校GIGAスクールネットワーク整備事業3,742万6千円の新規計上で、令和2年度へ繰り越す事業になります。

10款2項1目学校管理費では、63ページの小学校情報通信機器等整備事業で購入を予定していた情報教育研究用備品の一部を、GIGAスクールネットワーク整備事業に振替えたことにより243万9千円の減です。

次に歳入ですが、24ページをお開きください。

10款1項1目地方交付税では、補正の財源として特別交付税1,616万9千円の増で、特別交付税の補正後予算額は2億3,754万2千円になります。

13款1項4目土木使用費では、道路占用箇所増加により、道路占用料231万6千円の増です。

26ページをお開きください。

14款2項5目教育費国庫補助金では、歳出で説明しましたGIGAスクールネットワーク整備事業に係る国庫補助金で、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費1,264万9千円及び公立学校情報機器整備費292万5千円の新規計上です。この国庫補助金は、繰越明許費の財源として令和2年度に繰り越すことになります。

15款2項1目総務費道補助金では、ワイン樽による創生事業、バイオガспラント基本計画策定に係る調査事業、地域コミュニティ形成事業の3事業に対する地域づくり総合交付金580万円の新規計上です。

4目農林水産業費道補助金の農業費道補助金では、29ページにあります地域づくり総合交付金は、農業振興地域整備計画策定に係る調査業務及び下沼地区営農用水施設改修事業に対する補助金で1,793万円の増です。

17款1項2目ふるさと応援基金では、寄附金の増加により187万7千円の増です。

30ページをお開きください。

18款繰入金では、各基金の充当事業の精査と、今回の補正予算で財源が確保されたことにより、4目ふるさと創生基金繰入金1,360万円の減。7目公共施設等整備基金繰入金9,580万円の減などです。

20款5項1目雑入では、光ケーブルの移設時期変更と移設の不要になったことなどにより、光ケーブル移設補償費634万3千円の減です。

32ページをお開きください。

21款町債については、第5条、地方債の補正で説明していますので省略させていただきますが、5目公共事業等債の問寒別地区道営畑地対総合整備事業2,470万新規計上と6目教育福祉施設等整備事業費債の各小・中学校GIGAスクールネット

ワーク整備事業1,260万円新規計上は、国の補正予算による事業の地方債で、繰越明許費の財源として令和2年度に繰り越すこととなります。

以上、議案第1号「平成31年度幌延町一般会計補正予算」の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳出一括、歳入一括、総括の順序で行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳出一括の質疑を行います。

2 番 斎 賀 弘 孝 君

37ページのまちづくり事業の補助金についてお伺いします。

この幌延町まちづくり事業は、当初400万の予算だったんですけども、今回どういったことにこの補助金が使われるのか、お伺いしたいと思います。また申請時期はいつだったのかお伺いします。

企画政策課長 藤 田 秀 紀 君

お答えいたします。

今回の補助金ですけれども、トナカイ薬局の整備事業に対する補助金でございまして、ちょっと何年度から始まったかは正確には覚えてないんですけども、通年ベースの元金の返還金に補助率を掛けた分だけの補助金を出しているというようなことで、それ1件のみの補助金でございまして、残りの部分については今回減額させていただいたというようなことでございます。

議 長 高 橋 秀 之 君

ほかにありませんか。

2 番 斎 賀 弘 孝 君

同じく37ページの、委託料のバイオマスプラントの基本仕様作成支援業務なんですけれども、当初320万予定組んでたんですけどもね。これは役所としても、また希望する農家さんも納得するような基本仕様作成が出来たのかどうか、お伺いしたいと思います。

企画政策課長 藤 田 秀 紀 君

委託事業につきましては、現在まだ継続中ではございまして、今回落とした部分っていうのは契約の執行残でございます。

対象になっている農家さんが納得できたものということではなくて、今、幌延町でモデルとして造ろうとしているものが、どのような設計が必要かというような業務を委託しているというようなことでございます。

2 番 斎 賀 弘 孝 君

61ページの各小・中学校のGIGAスクールネットワーク整備事業で、委託料それから、情報教育研究用備品とあるんですけど、これはこれからどんなような感じで委託先を決めていく、購入先を決めていくのかお伺いします。

教育次長 伊藤 一 男 君

お答えいたします。

こちらにつきましては、ネットワークにつきましては、現在敷いているネットワークがありまして、そこをベースに今回更新していくことを考えております。

それからタブレット端末等につきましては、町内業者での見積もり合わせという形を考えてございます。

2 番 齋 賀 弘 孝 君

町内業者による見積もり合わせという今お答えだったんですけど、前回のときも町内業者が1社しかなかった。それが高いのか安いのかもわからない結果だったという報告を受けていますが、今回もそういう報告で、1社しか参加しなくても、1社でやっていきたいという感じですか。

教育次長 伊藤 一 男 君

お答えいたします。

町内業者さんということで進めていきたいと考えております。

購入する機器につきましても、今、設備されているものと合致する機種ということで、機種についても限定される場所でもありますけれども、町内業者さん優先で見積書を取って、入札させていただければと考えております。

2 番 齋 賀 弘 孝 君

前回は見積もり合わせした時には業者出てきたんですけど、いざ入札となると一緒になってしまったよという報告でしたよね。だからその点を、今回どういうふうに活かして、この情報教育研究用備品のほうですね、購入していくのかお伺いしたい。

例えば1社しかないんだったら、プロポーザル方式とかでもいいんじゃないかと思うんですけど、その点についてどうですか。

教育次長 伊藤 一 男 君

今、プロポーザルっていうようなお話も、議員のほうからご提案ありましたけれども、今後教育委員会内部のほうで協議しながら、進めてまいりたいと思います。

議 長 高 橋 秀 之 君

よろしいですか。

(齋賀議員「はい」)

ほかに。

7 番 西 澤 裕 之 君

2款1項2目の37ページ、補助金の集落支援員活動費なんですけれども、23万減ということで、これ当初予算にはないので、確か補正で上げてたやつかなと思うんですけども、当初の支援活動費がいくらだったのか知りたいのと、あと43ページの3款1項1目で婚活支援事業。この補助金なんですけど、本年度の参加者と事業内容を説明ください。

あと戻るんですけども37ページの、先ほど同僚議員からあったバイオマスプラント基本仕様作成支援業務なんですけれども、課長の答弁では、まだ継続中というお話があったんですけども、基本資料作成ということで、どのようなものが今年度中に出てくるのかというところを聞かせてください。

企画政策課長 藤田 秀紀 君

まず1点目の集落支援員活動費ですけれども、当初の予算は51万3千円でございます。

あとバイオマスのどのようなものって言うことでしょうか。どのようなものって言うか、バイオマス事業はふん尿を、それを燃料化して、燃やして電気を起こして、出た液肥を撒くって言うものなんですけれども、その基本的な何頭規模であればどのような施設が必要かというような、機械整備ですとか、施設の整備を含めて、のような、その頭数に合った形の整備事業を組み立てると、モデルを組み立てていくというように中身になっております。説明になってるかどうかわかりませんが。

保健福祉課長 村上 貴紀 君

婚活支援事業に関しまして、今年度、協議会のほうへの補助金として、協議会のほうで婚活の事業ですね、2回から3回程度実施したいということでの予定がありまして、第1回目につきましては8月の24日に、ふるさとの森森林公園においてバーベキュー等を行う事業を実施したということで、参加者につきましては男性14名、女性11名、合わせて25名の参加があったというふうに報告を受けております。

その中でのアンケート調査等々の結果を踏まえ、第2回目としていたしまして、2月の15日から16日にかけての1泊2日でのスポーツレク及び、夕食会、翌日にはお菓子づくり等を実施するというので企画をしまして、周知等をしたんですが、残念ながら申込みがなかったということで、実施につきましては中止をしたというふうに報告を受けております。

それで第1回目の事業費につきましては、53万2,392円、第2回目につきましては周知にかかった経費9万9千円、合わせて63万1,392円の今年度の実績ということで、残金につきまして減額補正させていただいたところです。

議長 長 高橋 秀之 君

ほかにありませんか。

2 番 斎賀 弘孝 君

53ページによる未来につなぐ森づくり振興推進事業ですけれども、補助金で推進事業をやる予定だったんですけれども、25ヘクタールやる予定でした。この金額で全てみんな予定通り行われた上での減になったのかをお尋ねします。

それから55ページにトナカイ観光牧場花壇管理事業、一般賃金65万8千円。これは、期間中にですね、町民のボランティアによる花壇整備をしましょうということで行いました。町民ボランティアの皆さんの参加によって65万8千円も減になったのか、その効果を伺いたいと思います。

産業振興課長 山本 基継 君

まず、未来につなぐ森づくり推進事業についてなんですが、当初3社予定してたんですけれども、事業実施者が見つからないということで、2件については、未実施にしますということで森林組合から連絡がありまして、その分落としております。ですから今年は1件のみです。

実施したヘクタールは9ヘクタールです。アカエゾマツ1万8千本植栽しております。

企画政策課長 藤田 秀紀 君

トナカイ観光牧場の花壇管理事業の賃金でございますけれども、当初予算でも、4名の予算をもって、花壇の整備をしようというようなことで上げておりました、今回は、決算見込みが出ましたので、その分落とすということでございます。

花壇整備の効果っていうのは、どう表現したら良いのかわかんないんですけども、皆さんに楽しんでいただけるような、青いケシですとか、その周辺にいろいろな花を植えておりますので、それらを草むしりしたり、苗を作ったり、花を植えたりというような賃金を、実際に整備した日数に応じて、決算見込みを出したというようなことでございます。

議 長 高橋 秀之 君

よろしいですか。

2 番 斎賀 弘孝 君

一般賃金については、ボランティアでトナカイの観光牧場の花壇を綺麗にしましょうという呼び込みがあったので、その効果があって、65万8千円の減だったのかっていうことを、ちょっと私の質問の仕方が悪かったんですけども、ボランティアさんの効果があって、こういうふうになったんですかということお尋ねしたんです。

それと、未来につなぐ森の推進事業、これ残り16ヘクタールは新年度に持ち込みということいいんですか。少ない業者1社ですけども、そこを確認します。

産業振興課長 山本 基継 君

議員おっしゃるとおりですね、来年度にも要望を上げておりますけれども、何せ道の事業ですので、採択されるかどうかわかりませんが、意見は上げてはおります。

企画政策課長 藤田 秀紀 君

ちょっとすいません。ボランティアで何日やって、何人集まったかというところまでは承知をしてないんですけども、この賃金は初めの苗作るところから、実際に草むしりですとか、植えるですとか、そういうようなトータルの賃金がありますので、1部分だけのボランティアで出た執行残ということにはならないと思います。

議 長 高橋 秀之 君

よろしいですか。

(斎賀議員「はい」)

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳出の質疑を終わります。

これより、歳入一括の質疑を行います。

7 番 西澤 裕之 君

25ページの認定こども園保護者負担金なんですけれども、この57万6千円増の要因をお聞かせくださいっていうのが一つと、次13款1項教育使用料、東ヶ丘スキー場リフト57万の減なんですけれども、他町村ではシーズン券の一部返金等ありますけれども、本町はどのような対応を取るのかというところを伺います。

保健福祉課長 村上 貴紀 君

認定こども園の保護者負担金の増ですけれども、当初予算の段階では、所得区分等々を見込みで予算計上しております、その確定によつての増という形になります。  
教育次長 伊藤 一 男 君

議員のご質問にお答えいたします。

リフトのシーズン券の関係なんですけれども、1月末時点で、シーズン券を購入されていた方が数名だったことから、希望者については、返金ということで、個別に連絡を取つて、希望者も何件か出てきておるといふところで対応しております。

7 番 西澤 裕之 君

こども園のほうは確定ということわかりました。

スキー場リフトのほうなんですけれども、確かに端末機あつて、あれなんですけど全然よく行つた人も、シーズン券どうなるのって話で、昨日の話だったものですから、まだ知らない人も、結構多いのかなというふうに思っています。

そこで、返金に応じる期間というのの定めとか、全額返金でよろしいのか、その辺もう一度確認をしたいと思つています。

教育次長 伊藤 一 男 君

期間は定めておりませんでしたので、また再度ですね、町民のほうに周知させていただければと思つております。

金額についても、全額という形で考えておまして、そのようなことで周知も今後もしたいと考えております。

議 長 高橋 秀之 君

他にありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳入一括の質疑を終わります。

これより、総括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、総括の質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第1号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よつて、本案は原案のとおり可決されました。

ここで11時10分まで休憩します。

(10時53分 休 憩)

(11時10分 開 議)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第6 議案第2号「平成31年度幌延町国民健康保険特別会計補正予算」の件を議題とします。



議案第2号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 早坂 敦 君

議案第2号「平成31年度幌延町国民健康保険特別会計補正予算 第2号」について提案理由を申し上げます。

この度の補正予算の主な要因は、歳入では、国民健康保険税の精査による増や特別調整交付金に関連する道支出金の増、現行予算で一部留保していた平成30年度からの繰越金の計上による増で、歳出では、健康管理システム改修による委託料の増、国民健康保険診療所特別会計に対する繰出金の増、前年度交付金の確定に伴う返還金の増などによるものであります。

1 ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ既定の予算総額に1,336万6千円を追加し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ3億2,984万9千円にしようとするものであります。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により概要をご説明いたします。

まず、歳出ですが、8 ページをお開きください。

6款1項1目特定健康診査等事業費では、特定健康診査の実績精査により1万2千円の減、健康管理システムの経年表出力対応改修費用として56万9千円の増です。

7款1項1目償還金では、平成30年度特定健康診査負担金の確定に伴い返還金が生じたため、4万2千円の増です。

同じく2項1目国民健康保険診療所特別会計繰出金では、診療所の国保直診分交付金相当額の精査により、1,209万9千円の増です。

9款1項1目予備費では、払出し精査による財源調整のため、66万8千円の増となっております。

次に歳入ですが、6 ページをお開きください。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は、1月末までの賦課実績に基づき精査した結果、医療給付費現年課税分として44万5千円の増、後期高齢者支援金現年課税分として19万円の増、介護納付金現年課税分として18万5千円の増となり、総額で82万円の増となっております。

2款1項1目保険給付費等交付金の特別調整交付金分では、歳出7款2項1目国民健康保険診療所特別会計繰出金で計上した繰出金の財源として、歳出と同額になる1,209万9千円の増、特定健康診査等負担金では、特定健康診査の実績精査により30万8千円の減となっております。

5款1項1目繰越金では、現行予算において計上を一部留保していた繰越金額の全額を計上し、75万5千円の増となっております。

以上、議案第2号の提案理由といたします。

議 長 高橋 秀之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第2号は、討論を省略して、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号「平成31年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第3号について、提案理由の説明を求めます。

国民健康保険診療所事務長事務取扱 岩川実樹君

議案第3号「平成31年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算 第3号」についての提案理由を申し上げます。

この度の補正の主な要因は、平成31年度の終期を迎え、業務の見込量と収支の見込額の精査、及び医療機器の入替え等に伴う費用を調整するものであります。

1ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれに164万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2,508万円にしようとするものであります。

また、第2項の歳入歳出予算の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書によりその概要をご説明いたします。8ページをお開きください。

まず歳出ですが、1款1項1目診療所費のうち、診療所業務費は入院及び外来診察の業務量が減ると見込まれることから、医療材料費で73万2千円の減額です。

また、医療機械器具費で238万1千円の増額補正です。これは年間100件以上行っている内視鏡検査に用いるカメラの洗浄機の更新で、経年劣化や部品の製造中止で故障時に対応することができなくなり、それにより検査が実施できなくなる事態を避けるために入替えを行うものです。

次に歳入ですが、6ページをお開きください。

1款1項1目診療所使用料では、1節入院料で256万8千円の減額です。これは入院患者数の見込みを1日当たり7.0人から6.7人に、診療単価を1日当たり1万1,345円から1万819円に、それぞれ下方修正したことによるものです。

3節外来診察料は148万5千円の減額で、これは外来患者数の見込みを1日当たり63.6人から61.6人に、診療単価を1日当たり4,357円から4,399円に修正したことによるものです。

5節保健衛生活動収入は48万5千円の減額で、これは任意予防接種に係る人数の

精査によるものです。

6節その他使用料は、医療用材料売払料89万5千円の増額です。これは入院患者様が自分で用意しなければならない紙オムツや体温計、歯ブラシ等について、近隣のお店での購入や交通手段の確保が難しい患者様に対して、診療所で用意している物を売払いしているもので、特にオムツ代の売払収入が増えたものです。

3款2項1目国民健康保険特別会計繰入金は、国保特別調整交付金の一つであるへき地直診特別交付金の算定方法の修正により、1,209万9千円の増額です。

5款1項1目診療受託料は、105万9千円の減額で、これは定期予防接種等に係る人数の精査によるものです。

3款1項1目一般会計繰入金は、この度の補正の財源を調整した結果574万8千円を減額しております。

以上、議案第3号の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第3号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第4号「平成31年度幌延町後期高齢者医療特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第4号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 早 坂 敦 君

議案第4号「平成31年度幌延町後期高齢者医療特別会計補正予算 第1号」について提案理由を申し上げます。

この度の補正は、年度末決算の見込みによる予算額の精査によるものであります。

1ページをお開きください。

第1条第1項歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ既定の予算総額から246万9千円を減額し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ5,002万4千円にしようとするものであります。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により概

要をご説明いたします。

まず歳出ですが、8ページをお開きください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料等負担金で前年度繰越金分の保険料2万6千円の増額と保険基盤安定負担金の額の確定53万5千円の減額により、差引き50万9千円の減額、療養給付費負担金は、平成30年度の療養給付費精算額の確定及び今年度の当該負担金の額の確定により196万円の減額で、合計24万9千円を減額しております。

次に歳入ですが、6ページをお開きください。

2款1項一般会計繰入金は、歳出の2款1項1目でご説明しましたとおり、広域連合納付金の確定に伴い、見合いの繰入金を精査するもので、事務費繰入金では1千円の増、保険基盤安定繰入金では53万5千円の減、療養給付費繰入金では196万円を減額しております。

3款1項1目繰越金は、前年度末に納付となり、未整理となっていた保険料分として2万5千円を増額しております。

以上、議案第4号の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第4号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号「平成31年度幌延町介護保険特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第5号について、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 村 上 貴 紀 君

議案第5号「平成31年度幌延町介護保険特別会計補正予算 第3号」について提案理由を申し上げます。

このたびの補正の要因は、年度末を迎えるに当たり、決算見込みによる精査した結果に基づく補正であります。

1ページをお開きください。

第1条、第1項歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、既定の予算総額から2,054万9千円を減額し、歳入歳出それぞれの総額を2億4,241万6千円にしようとするもので、補正の結果、事業勘定別の内訳は、保険事業勘定が2億3,318万6千円に、介護サービス事業勘定は現行予算額通りの923万円となります。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により、その概要をご説明いたします。

10ページをお開きください。

保険事業勘定の歳出ですが、1款1項1目の一般管理費は、介護保険事務処理システム改修業務の契約締結による不用額として、委託料で28万2千円の減額補正です。

2款保険給付費につきましては、これまでの給付実績及び今後の執行見込みにより精査し、全体で2,832万1千円の減額補正です。

内容の主なものとしましては、1項1目居宅介護サービス給付費では、要介護者のヘルパー利用やデイサービスなどの利用件数の減少により915万5千円の減。

2目施設介護サービス給付費では、これまでの施設入所者数の実績が当初の見込みを下回り、今後の給付を見込んでも不用額が生じることが予測されることから1,133万円の減。

6目地域密着型介護サービス給付費では、認知症対応型グループホームの利用延べ件数が当初見込みを下回ったため、421万5千円の減。

次のページをお開きください。

2項1目介護予防サービス給付費は、要支援者のショートステイの利用が当初見込みを上回ったことにより26万4千円の増。

3項1目高額介護サービス費は、施設入所者数の減に伴い60万6千円の減。

次のページをお開きください。

5項1目特定入所者介護サービス費につきましても、施設入所者数の減に伴い328万6千円の減。

次のページをお開きください。

6款予備費は、歳入歳出の財源調整により820万9千円の増額補正です。

続いて歳入ですが、6ページをお開きください。

1款介護保険料につきましては、これまでの賦課収納実績などにより精査し、全体で252万1千円の減額補正です。

2款国庫支出金から次のページの6款繰入金までは、歳出の保険給付費などの補正に基づき、それぞれに定められた負担率などにより、減額、増額の補正を行っております。

7款の繰越金は、前年度からの繰越金のうち、今後必要となる財源として留保しておりました、375万1千円全額を予算計上しております。

以上、議案第5号の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

7 番 西 澤 裕 之 君

介護サービス事業なんですけれども、居宅介護サービス、それと施設介護サービス共に減少しているということで、この辺の、来年度また計画づくり策定に入ると思うんですけれども、この辺、居宅サービスも減る、施設サービスも減っているという点については、どのような分析というか、見解を持っているのかお聞きします。

保健福祉課長 村 上 貴 紀 君

居宅サービス、施設サービスともに減額になっているというところでの分析ですけども、今現在、来年度計画の見直し年に当たっての分析中ではございますけども、今年度の減の要因としましては、まず、施設サービスにつきましては、やはりこざくら荘の職員の確保が困難というところでの、定員を少なくして受入れしているというところで、町内の方が、利用者お亡くなりになられても、その追加として町内の方が入ってないだとか、待機者もないという状況の中での話ではありますけれども、施設利用の減としましては、そこが要因かなというふうには考えております。

また、居宅サービスの利用につきましては、過去の実績を踏まえて、当初予算等々を組ませていただいたりはしてございましたけども、予防事業等が功を奏してかかっていうところの分析とまではまだ行っておりませんが、ショートステイ、短期入所ですね、短期入所及びデイサービス、ヘルパーともに利用が減っているという現状でありますので、このサービス利用につきましては、それぞれの年度ごとに増減しているのはつきものというふうに思っておりますので、これから来年度に向けてさらなる分析をしていきたいなというふうに思っています。

議 長 高 橋 秀 之 君

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第5号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第6号「平成31年度幌延町簡易水道事業特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第6号について、提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

議案第6号「平成31年度幌延町簡易水道事業特別会計補正予算 第2号」について提案理由を申し上げます。

このたびの補正予算の主な要因につきましては、歳出における事業執行精査並びに水道使用料について、当初予算を上回る収入が見込まれることによる増額であります。

1 ページをお開き願います。

第1条、第1項の歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ258万7千円を増額し、歳入歳出総額を5608万4千円にするものであります。

第2項の第1表、歳入歳出予算補正につきましては、4ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書の説明により代えさせていただきます。

以下、歳出歳入の順にご説明いたします。16ページ、17ページをお開き願います。

1款1項1目水道管理費の人件費97万円の増額につきましては、起債対象事業費の減額により、事業費支弁分の人件費を増額するものであります。

3目受託事業費につきましては、事業執行により不用額が見込まれることから、消耗品2万5千円、通信運搬費6千円、材料費6万1千円をそれぞれ減額するものであります。

4目積立金の建設改良基金170万9千円の増額につきましては、現行の収支見込みにおいて、財源に一部余裕があることから、これを積み立てるものであります。

次に歳入であります。14、15ページにお戻り願います。

2款1項1目水道使用料は、当初予算を上回る収入が見込まれることから210万円を増額するものであります。

2項1目水道手数料につきましては、給水装置設置工事件数の確定により5万7千円を増額するものであります。

6款1項1目簡易水道費受託事業収入につきましては、受託事業の確定により、43万円を増額するものであります。

以上、議案第6号の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

7 番 西 澤 裕 之 君

歳入のほうの水道使用料なんですけれども、210万円の増額ということで、これは送電網の宿舍及び事務所の部分が大きいというふうな捉え方でよろしいでしょうか。  
建設管理課長 島 田 幸 司 君

西澤議員の説明のとおりでして、簡易水道事業特別会計につきましても、対前年度の実績をもとに、当初予算のほうで使用料の収入を見込んでおります。それ掛ける人口減というような形で算出しておりますけれども、夏の間ですね、送電網の関係で、関係者の方々が幌延のほうに來られて、それについては見込めないものですから、そ

れにかかる部分での増額ということです。

議長 長 高 橋 秀 之 君  
ほかにありませんか

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第6号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第7号「平成31年度幌延町下水道事業特別会計補正予算」の件  
を議題とします。

議案第7号について、提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

議案第7号「平成31年度幌延町下水道事業特別会計補正予算 第3号」について  
提案理由を申し上げます。

このたびの補正予算の主な理由は、事業の執行精査による減額であります。

1 ページをお開き願います。

第1条、第1項の歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,212万3千円を減額し、歳入歳出の総額を2億214万3千円にするものであります。

第2項の第1表歳入歳出予算補正につきましては、6ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書の説明により代えさせていただきます。

第2条の第2表地方債補正であります。4ページ、5ページをお開き願います。

個別排水処理施設設置工事並びに下水道管理センター長寿命化設備等更新工事などの起債対象事業費が減額になりましたので、下水道事業債の個別排水処理施設整備事業の限度額750万円を600万円に、下水道施設改修事業の限度額1,920万円を1,060万円にそれぞれ減額するものであります。

以下、歳出、歳入の順にご説明いたします。18、19ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費の人件費33万円の増額につきましては、起債対象事業費の減額により、事業支弁分の人件費を増額するものであります。

2目施設管理費の委託料は、事業の執行により不用額が見込まれることから、下水道ストックマネジメント計画策定業務202万4千円、特定環境保全公共下水道事業計画変更業務74万8千円をそれぞれ減額するものであります。

3目施設整備費の汚水柵設置工事につきましては、事業執行により不用額が見込まれることから、34万2千円を減額するものであります。

下水道施設改修事業については、事業の執行により不用額が見込まれることから、事業費支弁分の一般職給料21万円、扶養手当12万円、住居手当8万円、共済組合



負担金68万円、下水道管理センター長寿命化詳細設計業務53万9千円、実勢価格調査業務8万1千円、下水道管理センター長寿命化設備等更新工事1,397万円をそれぞれ減額するものであります。

4目個別排水処理施設管理費の普及奨励補助金につきましては、年度内の執行が見込まれないことから50万円を減額するものであります。

5目個別排水施設整備費につきましては、事業の執行により不用額が見込まれることから事業費支弁分の退職給料42万円、設計測量調査120万5千円、個別排水処理施設設置134万5千円をそれぞれ減額するものであります。

次に歳入であります、16、17ページにお戻り願います。

1款1項1目下水道分担金の3万円及び2目個別排水分担金の4万円は、受益者分担金の確定によりそれぞれ増額するものであります。

2款1項1目下水道使用料は、当初予算を上回る収入が見込まれることから、128万9千円を増額するものであります。

2項1目下水道手数料の5千円及び2目個別排水手数料の1千円は、検査手数料の確定により、それぞれ増額するものであります。

3款1項1目下水道国庫補助金は、社会資本整備総合交付金の確定により389万2千円を増額するものであります。

4款1項1目一般会計繰入金につきましては、歳入歳出の精査により1,728万円の減額となっております。

6款1項1目下水道事業債の個別排水処理施設整備事業並びに下水道施設改修事業の減額につきましては、第2表地方債補正で説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上、議案第7号の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出一括して行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

3 番 植 村 敦 君

19ページのセンターの長寿命化の設備更新等で、大きな数字が減額となっております。減額は結構なんですけども、当初との計画とこれだけ違ったということの要因は何でしょうか。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

こちらにつきましては、基本的に国の社会資本整備総合交付金の充当事業として、工事のほうは進めております。

実際に国の交付金を受ける事業ですので、前年度に実勢価格調査というものを行っておりまして、実際に翌年度更新する工事、機械は、その前年度でどれぐらいで設置されているのかという価格の調査も行っての設計を起こし、工事を発注しているん

ですけれども、議員ご指摘のとおり、これだけの入札残ということが出てきているということですので、担当としても一応、国からも示されている市場の価格調査をして、工事発注をなさいたいというふうになっているものですから、その調査をしてですので、何ともここは言いがたい部分はあるんですけど、よろしくお願いします。

議 長 高 橋 秀 之 君

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第7号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

ここで13時まで休憩いたします。

(11時45分 休 憩)

(13時00分 開 議)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第12 「令和2年度 町政執行方針」並びに「令和2年度 教育行政執行方針」を行います。

町長、教育長から、順次、執行方針の説明を求めます。

町 長 野々村 仁 君

令和2年第2回幌延町議会定例会の開会にあたり、令和2年度の町政執行方針を申し上げます。

昨年12月、私は、日本原子力研究開発機構から申入れのあった「令和2年度以降の幌延深地層研究計画案」の受入れを表明しました。

我が国では、エネルギーの安定供給や地球温暖化抑制に寄与する原子力発電の運転に伴って生じた使用済燃料を再処理し、その過程から生じる特定放射性廃棄物を地層処分することが法律で定められており、この方法は最適であるとの認識が国際的に共有されています。

幌延町における深地層の研究は、地層処分に係る技術の確立とその信頼性向上、国民の理解促進のために必要かつ重要な研究であると考えており、これまで、議員をはじめ町民の皆様からの深いご理解により、研究の推進に誇りをもって協力してきました。そして、今般、機構から申入れのあった「令和2年度以降の幌延深地層研究計画案」につきましても、町民皆様からの研究に対する変わらぬご理解の声や、議会をはじめ商工業及び農業団体からの計画推進要請等を踏まえまして、三者協定を前提に受入れ、協力していく判断をさせていただきました。ここに、心から感謝を申し上げます。今後も研究の必要性和重要性に鑑み、官民一体となって深地層の研究推進に協力していきたいと考えています。

なお、原子力機構には国民の期待を重く受け止めるとともに、道内には心配に思っている人もいるということを実情に受け止めて、より信頼性の高い研究開発成果が出せるよう研究を進めていただきたいと思います。

一方で、町をあげて地域振興策の一つとして取り組んでいるこの研究には、処分事業の進展に伴い、いずれ終わりが訪れるということを実情に受け止めておかなければなりません。町としては、これまで研究施設の立地によってもたらされた多大な恩恵を、将来を見据えた「まちづくり・人づくり・しごとづくり」に投入していくことが重要であると考えますし、民間におかれましても持続可能な基盤づくりや投資を進め、将来に備えていただきたいと思います。

次に、「まちづくりの基本姿勢」について申し上げます。

私は、「人づくり」、「しごとづくり」、「暮らし良いまちづくり」の3つを柱に、まちの魅力づくりを進めていきます。

人々が「ほろのべ」で暮らし続けたい、移り住んでみたいと思うには、「まちの魅力」が重要だと考えています。

それは、自然の豊かさであり、生活環境の快適性や利便性・多様性でありましょう。また、保健・福祉・医療・防災等がもたらす暮らしの安心感、子育てや教育環境の豊かさなど行政サービスの量や質でもあるでしょう。さらには地域での付き合いや助け合い、新たに住民となった人を温かく受け入れる私たち町民の心・気持ちでもあるのではないのでしょうか。

また、人々が生活を続けるには「しごと・働く場」が必要であり、その多様性や稼ぐ力も生きがいや充実感・満足感をもたらす「まちの魅力」の一つだと考えます。そして、しごとは「人」によって作り出され、続けられていき、そこから得た稼ぎは地域で消費され、「まちづくり」や「しごとづくり」、「人づくり」へと循環していきます。このように、「人・しごと・まち」は互いに結びつき相乗することで、まち全体に活力をもたらす「まちの魅力」を高めていくものと考えます。

私は、住民の皆様がいつまでもこのまちに、この地域に暮らしていただきたいと思えるよう、「まちの魅力」を高めるために、皆様との対話を重ねながら中長期的な視点に立って、みんなの力で「人」、「しごと」、「まち」づくりを進めていく所存です。

次に、予算編成について申し上げます。

令和2年度の予算は、公共施設の補修や長寿命化対策など今後の中長期的な歳出見込みを踏まえ、町財政の健全性を考慮しつつ、「人」、「しごと」、「まち」づくりを推進するべく編成を行いました。

とりわけ、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」事業については、人口減少対策を推進するため、また、今後は集落機能維持に向けた総合的な対策が必要と考え、財源の重点配分を行い、事業費で凡そ2億1千万円の予算を計上しています。

継続事業は事業の点検と見直しを行い、消費的経費は極力抑制しました。

また、投資的経費は事業を絞込み、産業の振興とくらしの安全安心、子育て・教育環境の充実に重きをおくとともに、社会資本の長寿命化にも配慮し予算編成を行いました。

なお、令和2年度に実施を計画している事業のうち、事業計画等の策定に時間を要

するものについては、今後の補正予算により対応したいと考えています。

以上の結果、令和2年度の当初予算は、一般会計50億6,300万円。特別会計12億3,802万8千円。合計で63億102万8千円となりました。

次に、私が2期目の公約に掲げた6つの基本目標に沿って、今年度の主な施策を申し上げます。

はじめに、「町民と行政との協働のまちづくり」について申し上げます。

まちづくりは、町民の地域に対する想いに始まり、それを形にしようとする行動力と、それを支える行政職員の熱意・専門能力により成り立っていく協働作業であり、町民と行政が対話と情報共有を重ね、理解し合いながら、自助・共助・公助による役割分担と連携によって進めていくことが大切です。

多様化する行政ニーズを把握し町政に反映させていくため、町政懇談会や各種会合等の場において広くご意見をお伺いし、広報誌や町ホームページ等により、わかりやすい情報の提供に努めます。

「協働のまちづくり活動支援事業」により町民主体の新たな取組や活動を支援し、協働のまちづくりを促進します。

町民が生まれ育った地域や集落で暮らし続けることができるよう、集落生活圏の機能維持対策のためのモデル事業を問寒別地域を核に進めます。今年度は「地域コミュニティ形成事業」、「集落支援活動運営事業」、「地域公共交通車両整備事業」として、地域おこし協力隊や集落支援員制度を活用し、また地域団体や道立総合研究機構などとも連携しながら、日常生活や生活交通、交流など地域集落が抱える課題の把握と地域の未来像を検討するとともに、昨年の事業において明らかになった喫緊の課題に対するサービス提供を試行します。併せて地域住民自らによる主体的な地域の将来プラン策定と、地域の課題解決に向けた多機能型の取組を持続的に行うための地域運営組織や拠点形成について検討していきます。

また、行政運営の計画的かつ総合的な基本指針である第6次幌延町総合計画と、幌延町人口ビジョンに基づく第2期総合戦略の策定を進めます。

次に、「夢と活力あるまちづくり」について申し上げます。

北海道の農業・農村は、日本の食料生産基地として安全で良質な食料の安定供給と食料自給率の向上などの役割を担い、美しい景観や国土と環境の保全など多面的な機能の発揮が期待されています。

幌延町も酪農王国北海道の一員としてその一端を担っていますが、本町の酪農畜産を取り巻く情勢は、国際貿易交渉により国産乳製品に対する受給動向に不透明さが増したことに加え、農村を支える担い手の減少や耕作放棄地発生への懸念、労働力不足を背景とした生産性低迷への対応など、様々な課題に直面しています。

こうした中、将来を見据えた酪農畜産の持続的な発展と競争力の強化を図るためには、広大な土地資源を活かした飼料増産により飼料自給率を高め、飼料生産基盤に立脚した経営の再確立と環境保全型・地域循環型生産構造の再構築に向けて、草地畜産基盤の総合的な整備を進めていくことが重要だと考えます。

上幌延開進地区と問寒別地区において「道営畑地帯総合整備事業」を実施し、農業用水道施設の改修と統廃合を進めていきます。また、配水管からの引込み施設である

給水管の整備に向けて、上幌延開進地区では配水管布設工事を、問寒別地区では測量設計を実施します。

「農業用水道施設改修事業」として、音類地区の漏水探査用量水器の更新と楓橋架替えに伴う水道管移設工事を実施します。

農業用排水路及び農地機能の回復等を図る「幌延地区国営総合農地防災事業」については、事業が円滑に実施されるよう協力していきます。また、農地防災事業の対象外となった基幹的排水路については、「農業用排水路改修事業」により土砂除去を行い、支線や付帯排水路内の滞水状況を解消して、農地機能の保全と農作業の効率化を図ります。今年度は幌延地区の第3号明渠排水路と追分幹線明渠排水路での実施を予定しています。

耕作放棄地の発生防止と農業の持つ多面的機能を維持し増進させるために「中山間地域等直接支払事業」及び「多面的機能支払事業」を推進します。

町営牧場については、農家からの預託頭数が減少傾向にありますが、農家の省力化、低コスト化と本町の酪農を支える牛づくりのために重要な施設ですので、適切な飼育管理に努めつつ、今後のあり方について検討していきます。

乳牛検定組合や生乳成分検査事業への補助により乳質の改善を促し、良質な生乳生産地化を図ります。

「生乳生産拡大事業」を改正して継続し、農家への初妊牛購入補助によって経産牛飼養頭数の増加を進め、地域農業生産力の維持・向上を図ります。

「酪農・肉用牛増産近代化施設整備支援事業」を継続し、生産施設及び機械設備の整備に対する補助を行い、施設の規模拡大による生産基盤の強化と近代化施設の整備による労働負担の軽減を図ります。

また、地域全体で生乳生産量を増やす事とともに、家族経営が難しくなりつつある経営体への対応や地域農業の担い手の確保・育成といった課題解決策の一つとして、農業法人の設立等について農協とも検討を進めていきます。

「新規就農者支援事業」及び「農業次世代人材投資事業」を実施し、町内で新たに就農した農業経営者の自立と経営安定を図ります。

家畜ふん尿をバイオガスプラントで活用しメタン発酵消化液による環境保全型の酪農業を推進するため、幌延町バイオマス産業都市構想に基づきバイオガスプラントモデルやシステムの構築を進めます。今年度は個別型モデルプラントの設置に向けた検討を行います。

農協が実施する酪農ヘルパー事業やコントラクター事業について補助を継続し、労働負担の軽減と生産コストの削減などを進め、経営体質の強化とゆとりある農業経営を推進します。

「家畜伝染病救済対策事業」を実施し、牛サルモネラ症等の家畜伝染病発生農場に対し生産者が相互で行う扶助を支援し、被災農家の経済的損失緩和を図ります。

森林の有する地球温暖化防止や災害の未然防止・国土保全、水源涵養、保健・保養などの様々な公益的機能は、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林整備等を進めていくことは国土や国民の命を守ることにつながります。町では「町有林整備事業」を継続するとともに、森林環境譲与税基金を基に「森林整備促進事業」を実施

し、地域林政アドバイザー制度活用を図りながら民有林の整備等を推進します。

商工業は、人口減による売上の減少に加え、ネット通販の増加や消費・投資の町外流出などにより厳しい経営環境が続いており、また、事業継承者や技術者、従業員の確保が大きな課題となっています。

商工会など関係機関と連携し、商工業者の経営力向上や事業継続、従業員の確保・育成に係る取組等を支援するとともに、プレミアム商品券の発行を支援し町内消費の拡大を図ります。

「協働のまちづくり活動支援事業」や「まちづくり事業」により、商工業者が行う新たな取組や起業を後押しするとともに、「商工業等振興促進事業」を継続し、店舗、事務所、社宅等の新築や改修等を補助して商工業者の経営持続や開業等を誘導します。また、「商工業経営力向上促進事業」により設備投資に対する補助を行って商工業者の経営基盤の安定強化を図ります。

「商工業人材育成支援事業」及び「雇用促進事業」により、従業員の研修や資格取得、正規雇用者の増員に対し補助し、継承者や従業員の育成と人材確保を支援します。

観光について、町では、幌延町が宗谷地域を訪れる観光客の交流点となり、地域の資源を活かした体験型観光サービスの提供等により、観光振興を通じてまちが潤い、元気になることなどを基本理念とする幌延町地域振興観光計画を策定し、アクションプランにより具体的な取組を進めることとしています。

今年度は、「食ブランド創出・まちの拠点計画調査事業」を行い、幌延らしい食のメニューや特産品開発の検討と、まちの拠点に関する調査検討を進めます。また、50回目の節目を迎える名林公園まつりやスノーカイト大会への開催支援を継続します。

「協働のまちづくり活動支援事業」などにより「ほろのべ」の資源を活用した地場産品づくりや特産品・お土産品開発への取組を支援するとともに、商工会、町内飲食店と連携を図りながら町産食材の新たな活用の可能性を追求します。

「ふるさと応援推進事業」は、地場産品づくりによる返礼品の充実を図りながら、ふるさと納税の増収に努め、寄附者の期待に応えられるよう寄附金を適切に活用していきます。今年度は、返礼品に幌延産黒毛和牛肉を追加できるよう、生産者や関係機関と調整を図るとともに、酒造メーカーや北大天塩研究林と連携して、幌延町産ミズナラ樽により風味付けしたワイン、日本酒、焼酎などの試験製造やワイン用ぶどうの試験栽培に取り組みます。

深地層の研究については、原子力機構が令和2年度以降の幌延深地層研究計画を決定したので、これまでの経緯や「三者協定」、「深地層の研究の推進に関する条例」を十分に踏まえて対応します。また、その他の調査・研究についても、協定や条例の趣旨を踏まえ誘致又は受入れを図っていきます。

幌延地圏環境研究所では、今年度中に第3期長期研究計画の策定を予定していますので、プロジェクト研究等において、町のニーズが反映されるよう取り組みます。

道北地域における有用な資源である風力エネルギーを活用するための送電網整備実証事業が民間事業者により進められており、送電線整備工事着工とともに工事関係者の拠点が幌延町に設けられていますので、事業の推進に協力していきます。

次に、「心豊かな人と文化をはぐくむまちづくり」について申し上げます。

人を支え、地域を支え、まちを興していくのは「人」であり、まちづくりの基本は「人づくり」にあると考えます。

未来を担う子どもたち一人一人が、夢を持ち、その実現に挑戦しながら、自らの可能性を最大限に伸ばしていくことができる質の高い教育を提供するため、教育環境の整備を進めていきます。特に、高度情報化、グローバル化が急速に進展する中、ふるさと幌延町に誇りを持ち、地域の産業を支える人材や、豊かな国際感覚を備え、グローバルに活躍でき、多様な他者と協働できる人材を育成していくことができるよう、本町の特性を活かした教育の充実に努めていきます。

児童生徒や教職員のICT活用能力の向上を図るため、文部科学省の「校内通信ネットワーク整備事業」及び「児童生徒1人1台端末の整備事業」を活用しICT機器の環境整備を進めていきます。また、外国語指導助手や学習支援員を引き続き配置し、幼・小・中の連携を図り、継続的に外国語教育を推進できるよう、指導内容の充実に努めていきます。さらに、特別支援教育では、共生社会の形成に向けて、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育の充実に努めていきます。

社会教育の分野では、各々が生涯をとおして豊かに学び、生きがいを実感できるよう、幼児から成年、高齢者まで、それぞれの年代に応じた学びの機会と環境づくりに努めていきます。

老朽化に伴う教育施設の改修を計画的に実施してまいります。今年度は、地盤沈下が著しい総合スポーツ公園野球場の沈下の進行有無を確認し、改修方法を検討する測量調査を実施します。

私は、総合教育会議において協議し策定した「幌延町教育大綱」に沿って、未来の幌延町を担う子どもたちの健やかな成長と、創造性豊かな生涯学習社会の実現に向けて、幌延町教育委員会の教育行政執行方針を尊重しながら、学校教育及び社会教育を推進してまいります。

次に、「健やかに安心して暮らせるまちづくり」について申し上げます。

多くの人は住み慣れた地域や家で、健やかに安心して暮らしたいと願っていますが、住民の福祉に対するニーズが増え多様化する反面、少子高齢化や核家族化、労働力不足などにより、高齢者や障がい者、子どもたちを家族や地域で支える力が弱まっています。こうした状況を踏まえ、福祉サービスを必要とする人を支えていくために、住民や官民の多様な主体が参画し協働する、地域での支え合い体制を整え、基盤となるサービスや支援を行えるよう努めてまいります。

また、今後の町を支えていく若い人たちが安定した生活と安心して子どもを産み育てていけるよう、家庭、地域、行政の連携による子育て支援の環境づくりを進めます。

町では「自分の健康は自分で守る」という考え方を基に、町民の健康保持を後押しするため、令和2年度から11年度までの10年間を計画期間とする「第2期幌延町健康増進計画」に沿って保健事業を推進します。

疾病予防対策として、各種予防接種費用等の助成をはじめ、65歳以上の町民を対象とした带状疱疹予防接種費用の助成及び禁煙外来治療費の一部助成を継続します。

母子保健事業では、妊産婦健康診査助成事業及び不妊・不育症治療費助成事業、新

生児の聴覚検査に対する助成事業を継続します。また、母子の成長とともに生じる不安感や疑問等に対し、保健師と栄養士が連携して健康相談に応じるとともに、子育て支援センターとも協働しながら子育て支援を進めていきます。

町民の自主的な健康づくりを促進するため、運動習慣定着を目的とした運動教室や、健康的な食習慣を推進するため若年層を対象とした料理教室を実施するほか、「いきいきブルピーポイント事業」を推進します。

町民が安心して暮らしていけるよう、医療スタッフの確保と医療機器の整備を図り、国保診療所における初期医療と24時間救急医療体制確保に努めます。また、2次・3次医療機関や保健・介護分野、消防との連携にも努めていきます。今年度は、内視鏡装置や眼底カメラを更新し、電子カルテ化への対応を図っていきます。

低所得者の自立を図るため、関係機関と連携して生活困窮状態への支援や生活保護世帯の生活安定と自立に向けた相談・支援に努めます。

高齢者世帯等に対し灯油価格高騰時の暖房用燃料購入費の一部助成を行う、「冬の生活応援事業」を継続します。

独り暮らしの高齢者等が地域で自立した生活ができるよう、「高齢者生活支援事業」により除雪や給食サービスを実施するとともに、町内の社会福祉法人等と連携してホームヘルプサービスや福祉有償運送サービスの提供を行います。また、集落機能維持への取組を通じて高齢者等の日常生活や居場所づくり、生きがいくくりなどへのサポートを試みます。

独り暮らしの高齢者世帯の安否確認や安全を24時間確保するため、緊急通報システムの設置や安心バトンの配置を引き続き行うとともに民生委員や民間事業者等と連携を図りながら、地域で高齢者を見守る活動を推進していきます。

認知症等により判断能力が低下しても、安心して住み慣れたまちで暮らし続けていけるよう、社会福祉協議会に運営委託している成年後見支援センターと連携し、市民後見人へのフォローアップと町民への普及啓発や相談対応、申立等の支援に努めていきます。

障がい者福祉については、『だれもが安心して暮らせる「自立と共生」のまちづくり』を基本理念とし、すべての人々が違いを認め合い、個人として尊重され、共に支え合い、暮らしを共感し合うことのできる地域社会を目指し、「第5期幌延町障がい福祉計画」及び「第1期幌延町障がい児福祉計画」に基づき、支援やサービスの確保に取り組んでいますが、現計画の期間は今年度で終了することから、障がい者基本計画と併せ「第6期幌延町障がい福祉計画」及び「第2期幌延町障がい児福祉計画」を策定します。

障がい者やその家族が安心して生活できるよう、自立支援制度の普及啓発と相談支援体制を維持するとともに、在宅生活者の移動支援など、障がいの状態や家庭、住宅などの状況に応じたサービスを提供していきます。また、町内の福祉施設や事業者等と連携しながら、障がい者の就労の場づくりと就労支援を図ります。

幌延町・天塩町・遠別町の3町で共同設置している子ども発達支援センターが、適正かつ安定的に管理運営されるよう他町及び運営委託事業所と連携を図ります。

障がい者等の経済的負担軽減を図るため、心身障がい者等が治療、検査、自立促進



及び発達支援のために道内の専門医療機関等へ通院又は通所する場合の費用の一部助成を継続します。

知的障がい者の暮らしの場、生活支援の場となる「幌延町立北星園」については、指定管理者である社会福祉法人との協定に基づき、業務が適正かつ円滑に管理運営されるよう努めます。今年度は、利用者の生活の安全確保と快適性向上のためグループホームの新規整備を支援します

介護保険事業は、「第7期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」に基づき運営していますが、現計画の期間が今年度で終了することから、「第8期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」を策定します。

介護予防や重度化防止、そして要介護者等が居宅や施設で適切なサービスが受けられるよう、地域包括支援センターを中心に医療・保健福祉分野と連携し、また、地域住民とも協働して包括的支援体制の構築に努めます。

介護予防・日常生活支援総合事業として訪問型サービスや通所型サービス等を実施していますが、幌延福祉会「こぎくら荘」と連携し実施している夕方デイサービスは、利用対象者へのさらなる周知を図ります。また、介護予防のために高齢者の心身・生活状況の把握や相談支援に努めるとともに、作業療法士等を活用して閉じこもり予防のための「にこにこ教室」や運動・口腔機能の向上を図る「はつらつ教室」を継続します。

包括的支援事業としては、認知症初期集中支援チームを中心に早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築していくとともに、支援を必要とする軽度・独居の高齢者を支える多様なネットワーク作りのため、ケア会議等を活用しながら検討していきます。また、今年度は「認知症総合支援事業」として住民に認知症を理解していただくための講演会「VR認知症体験会」を開催します。

介護保険の被保険者が介護サービスの提供を受けるにあたり、どの地域で、どの事業所を選択しても、個人負担額に地域間格差が生じないように、「介護保険給付外交通費助成事業」を継続します。

施設介護の中心的施設である特別養護老人ホーム「こぎくら荘」は、収支不均衡が続いていますので、運営法人に経営努力を求めるとともに、運営費の一部と施設補修経費に対し補助します。また、バイオマスボイラー等の整備に補助し施設の燃料費削減を図ります。

不足する介護職人材の確保のため、外国人介護福祉人材育成支援協議会に加盟し、介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生に対し奨学金の貸付を行います。

令和2年度から6年度までの5年間の計画期間とする「第2期幌延町子ども・子育てプラン」に沿って、子育て支援施策を総合的かつ効果的に推進します。

次世代を担う児童の出産を奨励祝福するとともに、子育て家庭の育児支援強化と生活安定を図るため、「出産祝金及び養育手当支給事業」を継続します。

認定こども園の運営体制を強化するとともに研修により職員の資質向上を図り、安心安全な保育サービスの提供に努めます。また、英語教育、自然体験学習、リズム教育など幼児教育の充実にも努めます。

子育て支援センターやファミリー・サポート・センターについても、利用者向け講

習会や会員向け講習会等を実施し利用しやすい環境づくりに努め、育児支援を図っていきます。

放課後児童クラブの安定的な運営のため、スタッフの確保に努めます。

次に、「自然に恵まれ安全で快適なまちづくり」について申し上げます。

幌延町は、緑が豊かで住宅や施設などが新しく、人も温かで、快適なまちとの評価をいただくことがあり、私たちとしては誇りとするところです。

これまで先人たちが切り拓き、整備してきた大地と社会資本を守り、今後も、自然と調和した安全で快適なまちづくりを進めていきます。

道路整備について、国道40号幌富バイパス幌延インターの立体交差工事が進み、接続する天塩防災道路では本体工事や新たな天塩大橋の工事が着々と進んでいます。今年度も引き続き工事が継続されますので、早期完成に向けて国に要請します。

道道稚内幌延線の幌延郵便局前交差点から幌延小学校付近交差点までの道路整備は、今年度から調査設計に入る計画ですが、車両や通学児童等の歩行者が安全に通行できるよう、事業の推進に向けて北海道へ引き続き要請します。

町道整備は、昨年度休止していた問寒中間寒線の道路改良を実施します。

橋梁は、ストック点検を23橋実施し、長寿命化修繕計画に基づき楓橋の架替工事と問寒橋の補修工事を実施します。また、新規補修として七号橋の補修工事と下平橋の設計を実施します。

道路維持では、幌延9号線外のオーバーレイ舗装等を実施するとともに、幌延地区除雪専用車の更新を行い、適切かつ計画的に維持管理を進めながら道路交通の安全確保に努めます。なお、昨年度からの継続事業である問寒別地区除雪センター整備事業は今年度で完了します。

鉄道は、宗谷本線の名寄～稚内間が「維持困難線区」となっており、持続的に維持していくための仕組み作りが検討されています。

特に北海道と沿線自治体では、昨年度と今年度において利用促進に資する緊急的かつ臨時的な支援を行うこととしており、また、沿線自治体等で構成する宗谷本線活性化推進協議会で利用促進や経費節減等の事業計画を推進しています。町としても生活利用をはじめ秘境駅に係る企画イベントなどの観光利用や、ふるさと応援推進事業、移住情報PR支援センター運営事業など、施策を連携させながら鉄道や駅の利用促進を図るとともに、極端に利用の少ない駅の存廃について検討していきます。

住民の生活交通対策については、バス事業への補助を継続し生活交通路線等の確保を図るほか、公共交通不便地の利便性向上や日常生活支援に向けて取り組みます

公営住宅の機能維持を図るために長寿命化改修を計画的に進めることとし、今年度は問寒別団地1・2号棟の屋根防水補修と外壁塗装塗替を実施します。

山村広場の木製遊具は老朽化により使用中止となっていることから、新たな大型遊具を設置します。名林公園については樹木診断を継続するとともに調査結果から危険と判断された樹木については、伐採など適切な処置を図ります。

簡易水道は、幌延簡易水道と問寒別簡易水道の統合を見据え、老朽化している施設や機器の更新を計画的に進めて水道水の水質保全と安定供給に努めます。今年度は、町道2条線から南2丁目線の配水管布設替えを行います。

公共下水道は、下水道ストックマネジメント計画に基づき「下水道管理センターエリアレーション装置」の更新を行い、適切な管理に努めていきます。なお、簡易水道及び下水道事業については、今年度から地方公営企業法適用に向けた取組を進め、令和5年度からの公営企業会計への移行を目指します。

家庭等から排出される一般廃棄物の処理については、分別と再資源化により一般ゴミを減量化し、最終処分場の処理可能年限を延ばして、今後の費用負担の軽減を図っていくことが重要です。そのため、ゴミの適正な分別と排出について西天北五町衛生施設組合と連携して住民に協力を働きかけていきます。

気候変動対策への取組は、2020年以降の対策の国際的枠組みが定められた「パリ協定」が発効し、我が国も2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減という長期的目標を掲げています。町としても再生可能エネルギーの導入や省エネ施策等を推進し温室効果ガスの排出量削減に努め、地球環境保全に貢献していきます。今年度は特別養護老人ホームこざくら荘が実施する「バイオマスボイラー整備事業」に対し支援します。

町民の生命と財産を守るため、消防・救急体制の整備を進めます。

今年度は、幌延支署の「消防指令広報車」を更新します。なお、消防及び救急用の車両や資機材については、機能維持が図られるよう計画的に更新していきます。

我が国の防災対策は、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方が取り入れられ、住民の自助や共助意識を高める防災教育や住民の避難に関することなど、平時における市町村の役割が増大しています。また、町としては洪水や土砂災害、地震、長時間停電など、突発災害への対応力を備えることが重要課題です。このため、地域防災マネージャー制度の活用による防災専門員の配置を検討します。そして地域防災計画の最適化を図りながら、防災意識を高める取組や防災教育を推進するとともに自主防災組織と連携して避難訓練等を進めていきます。また、冬期避難に対応する備蓄の増強と情報伝達手段強化のための調査検討を行います。

次に、「まちへ新しい人の流れをつくる」について申し上げます。

まちおこしや地域の活性化には、良い意味で「若者、バカ者、よそ者」の力が必要だと言われていています。強力なエネルギーを持ち固定観念に捕らわれない「若者」、旧来の価値観の枠組みからはみ出すことを恐れず既存概念を壊す「バカ者」、組織や地域の外にいて従来の仕組みを客観的に捉え新しい見方を醸成する「よそ者」が、地域の変革や創造的破壊に必要な存在だという論です。

幌延町の過去を振り返っても、そうでした。明治から昭和初期にかけての北海道開拓や戦後の緊急開拓で本町に入植した開拓者がそうであり、その人たちの子孫が現存の農業者や町民です。また、本町に転入して商売や事業を起こした方もおられます。日本で初めて畜産としてトナカイ飼育を始めた恩田氏もその一人です。数々のイベントもその多くは若者たちの手によって創られ運営されてきました。

現状に甘んじていては、まちの成長は望めません。再び、新しい人々をまちへ呼び込み、受け入れ、そして絆を深め協力し合って地域の活性化にチャレンジするときではないでしょうか。

観光やレジャーを目的にまちを訪れる人や、まちの取組に共感して訪れる人がいる

ように、人を呼び入れるにはきっかけ作りや動機付けが重要です。

町では、5年前から秘境駅など鉄道系資産活用等による交流人口の増加に取り組んできましたが、リピーターを含め、その数は年々増しており、中には町の取組に惹かれ共感した若者が本町へ移住し民泊を開業したケースもあります。

このように交流人口は、まちとの関わりが深まることでまちの応援者などの関係人口へと変化し、さらには移住・定住へと発展する可能性を秘めたものであります。よって今後も、人口減を補うものの一つとしてその増加に向けて取組を進め、積極的に情報発信していきます。

国では地域おこし協力隊や集落支援員等の制度により都市部から過疎地域等へ人を移住・定住させる施策を推進しており、町も地域課題解決の担い手としてこれらの制度を積極的に活用していきます。

移住情報PR支援センターを活用し、まちへの移住情報発信を進めるとともに、問合せ等にも対応していきます。また、移住体験案内や町内でのしごと体験メニュー等を整えるなどして移住への動機作りに努めます。さらに移住者には、移住促進住宅の利用や地域住民とのコミュニティ等を通して定住へとつながるよう働きかけていきます。

遊休資産所有者や住民に対し「空き家・空き地バンク」への登録や活用を呼びかけ、町内における宅地や空き家の需給マッチングを進めます。また、「民営賃貸住宅建設促進助成事業」及び「定住促進持家住宅建設等奨励事業」を再検討して継続し、賃貸住宅や持家住宅の取得整備を支援して定住・永住の促進を図ります。

「ポロヌプ」に開拓の鉞がおろされてから121年。鬱蒼とした密林に覆われた北の大地を開拓した先人たちの労苦は筆舌に尽くし難く、前人未踏の地に踏み込む勇気と旺盛な行動力を持った開拓者魂、そして、どんな労苦や困難にも挫けない不撓不屈の精神によって幌延町の礎が築かれ、私たちは今日の繁栄を享受しています。

私たちは、北緯45度の厳しい風雪に耐え幾多の苦難を乗り越えて今日の「ほろのべ」を築いてこられた偉大な先人に学び、感謝するとともに、その意志を受け継ぐべき者たちとして、「開拓者魂」と「不撓不屈の精神」をもって様々な課題に立ち向かい、「ほろのべ」の2世紀目を切り拓き、築いていかなければなりません。

皆さん、幌延町の未来創造に向かって、力を結集し歩みを進めようではありませんか。

ここに、町民ならびに議員の皆様の深甚なるご理解とご協力をお願い申し上げ、令和2年度町政執行方針といたします。

ご清聴ありがとうございました。

教育長 木澤 瑞浩 君

令和2年第2回幌延町議会定例会の開会にあたり、令和2年度の教育行政に関する執行方針を申し上げます。

時代は、平成から令和へと進み、グローバル化が一層進展し、人工知能のはじめとする急速な技術革新により、情報化社会から新たな未来社会に向かっていきます。この先の未来を担っていく子どもたちが、それぞれの夢を持ち、その実現に挑戦しながら、自らの可能性を発揮し、よりよい社会の創り手となる力を身につけることが重要です。

幌延町教育委員会は、ふるさと幌延町に誇りを持ち、地域の産業を支える人材や、豊かな国際感覚を備え、グローバルに活躍でき、多様な他者と協働できる人材を育成していくことができるよう、「幌延町教育大綱」等に基づいた本町教育の充実・発展に取り組んでいきます。

第1に学校教育について申し上げます。

子どもたちが、様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開いていくために必要な資質や能力を身に付けていくことができるよう、「主体的・対話的で深い学び」の視点に基づく事業改善を進めるとともに、学校・家庭・地域が連携、協働を図り、教育効果を高める「カリキュラム・マネジメント」の実践を推進していきます。

### 1、確かな学力の向上。

子どもたちの確かな学力を育成するためには、基本的・基礎的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力表現力や、主体的な態度を育成することが重要です。

このため、「全国学力・学習状況調査」や「チャレンジテスト」、「標準学力検査」等の結果を分析して、宗谷管内が一体となって取り組む「宗谷の学力向上プラン」における、「検証改善サイクルの確立」、「事業改善の推進」、「学習習慣、生活習慣の確立」の3つの柱に沿った取組を一層推進していきます。

今年度は、小学校の新学習指導要領が全面実施となるため、その学習内容の確実な指導に努めます。さらに、学習指導においては、ICT機器の活用やティーム・ティーチングの取組、子どもたちが能動的に学ぶ授業づくりを充実させるとともに、学習意欲の向上を図るため、漢字検定や英語検定の受験料助成の活用を推進します。また、家庭での学習習慣を確立するための「生活リズムチェックシート」を積極的に活用していきます。

### 2、豊かな心の育成。

子どもたちの豊かな人間性を育むためには、倫理感や正義感、規範意識を身につけ、他者への思いやりや自己肯定感など、自分の生き方を主体的に考えることができる力を育成することが重要です。

このため「道徳の時間」を要とし、各教科、特別活動等のそれぞれの特質や、児童生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図るとともに、「令和元年度地域連携研修」の道徳教育の取組などを踏まえた「考え、論議する」道徳教育を推進します。さらに、北海道版道徳教材「きたものがたり」等を効果的に活用します。

また、読書活動は、豊かな感性や情操を育み、人生をよりよく生きるために欠かせないものです。各学校の朝読書の充実を図るとともに、家庭での読書習慣の啓発に取り組めます。

### 3、健やかな体の育成。

子どもたちの健やかな体を育成するためには、体育の授業改善や、日常的に運動やスポーツに親しむ機会を設け、運動習慣につながる取組を計画的に実施し、体力向上を図ることが重要です。

このため、各学校においては、全学年の「新体力テスト」や「全国体力・運動能

力・運動習慣調査」の結果分析に基づいた「体力向上プラン」を作成し、体力向上に努めます。また、北海道教育委員会が推奨する「どさんこ子元気アップチャレンジ」の取組や「小学校体育エキスパート教員巡回指導事業」を活用した体育事業の充実に努めます。

食育の推進においては、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着に向けた取組を進めるとともに、安心して学校生活を送れるよう、食物アレルギーへの対応について、一層の充実に努めます。また、学校給食における地元産食材等の活用促進や衛生管理の徹底に努めます。

児童生徒の健康診断においては、眼科検診も実施します。

#### 4、特色ある教育の推進。

高度情報化、グローバル化が急速に進展する中、ふるさと幌延に誇りを持ち、地域の産業を支える人材や、豊かな国際感覚を備え、グローバルに活躍できる人材を育成していくことが重要です。

このため、情報教育では、北海道教育委員会の「北海道における教育の情報化推進指針」を踏まえ、文部科学省の「校内通信ネットワーク整備事業」及び「児童生徒1人1台端末機の整備事業」を活用し、ICT機器の環境整備に努めます。また、幌延情報教育センターを中心に、児童生徒や教職員の情報活用能力の向上を図る取組を推進します。さらに、本町のテレビ会議システムに加え、学術情報ネットワーク「SINET」を活用した多様な遠隔事業の取組を推進します。プログラミング教育については、幌延小学校が令和元年度から3年間、北海道教育委員会の「プログラミング教育事業」の指定校として、その実践を推進します。

外国語教育については、子どもたちが英語で日常的にコミュニケーションを行うことができる力を身につけられるよう、今年度も外国語指導助手と外国語教育等学習支援員を配置するとともに、北海道教育委員会が推奨する「小学校英語d eトライ」や「中学校E n g l i s h トライアル」に取り組みます。

小中一貫教育では、9年間の系統的・継続的な教育を行うため、外国語教育や情報教育等の教育課程の編成に向けて、幼児教育とのつながりを踏まえた取組を推進します。また、中学校教諭の小学校への乗り入れ事業や小学生や中学生がそれぞれの学校訪問する交流事業などを推進します。

さらに、望ましい勤労感や職業感を育むため、学校の実情に応じた職業体験など、キャリア教育を推進します。

#### 5、地域と支え合う学校づくり。

子どもたちが、様々な人々と関わり、多様な経験を重ねながら、新しい時代を生き抜いていく力を身につけるためには、学校はもとより、家庭や地域社会が教育の場として十分な機能を発揮することが重要です。

このため、体験的な学習の実施にあたっては、地域の人的・物的資源の積極的な活用や、社会教育事業と連携した学習を充実させるとともに、PTAや関係機関等と協働し「早寝早起き朝ごはん運動」など、望ましい生活習慣の定着に向けた取組を進めます。

また、学校評価を生かした学校運営や学校だより等の地域配布を通じた情報発信に

努めます。さらに、学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組が推進されるよう、「社会に開かれた教育課程の編成」に努めるとともに、学校・保護者・地域住民が共に知恵を出し合い、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える仕組み「学校運営協議会制度」の導入による学校運営を、幌延地区・問寒別地区の双方で推進します。

#### 6、教職員の資質、指導力の向上。

教育の直接の担い手である教職員は、法令を遵守し、時代の要請に応じて、継続的に資質や能力の向上に努めることが重要です。

このため、北海道教育委員会が実施する「教員育成指標」に基づいた教員研修や各種教育団体が主催する研究会・研修会への参加を奨励するとともに、幌延町教育研究所や幌延情報教育センターと連携を図った研修会の開催や、学術情報ネットワーク「SINET」を活用した教員養成大学との遠隔研修会の開催などにより、教職員の資質や指導力の向上に努めます。

また、教職員の不祥事の根絶に向けて、服務に関する研修資料等を効果的に活用し、職場研修や、面接等の一層の充実を図ります。

学校における働き方改革については、国や北海道の方針に準じた「幌延町アクションプラン」に基づき、業務改善を図ります。今年度は各学校に「北海道公立学校校務支援システム」を導入し、事務の効率化を図ります。

#### 7、心の教育相談体制の推進。

学校のいじめや不登校、児童生徒の様々な問題行動への対応は、未然防止と適切な実態把握による早期発見を基本とし、組織的かつ迅速な対応が重要です。

このため、「幌延町いじめ防止基本方針」に基づき、子どもたちの望ましい人間関係の醸成はもとより、「いじめに関するアンケート」や、「より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート」、計画的な教育相談を実施するとともに、保護者や専門機関等と連携し、適切な対応を図ります。また、幌延中学校には、生徒の悩みや不安を和らげるため、子どもの心サポート相談員を配置します。

子どもたちがネットトラブルの被害者や加害者にならないよう、インターネットの利用に向け、情報モラル教室の開催や、家庭でのルールづくりを啓発します。

#### 8、特別支援教育の体制の充実。

特別支援教育においては、共生社会の形成に向けて、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育の充実を図ることが重要です。

このため、幌延町特別支援教育連携協議会を中心に、各関係機関と連携した教育相談の充実を図るとともに、幌延町の「子育てファイル」や「個別の教育支援計画」等を活用した継続的な教育を行い、特別な支援を必要とする子ども一人一人の教育的ニーズに応じた的確な教育的支援に努めます。

また、特別支援教育に関する理解を深める「特別支援教育セミナー」等を開催します。さらに、通常学級において支援を必要とする児童のために、特別支援教育支援員を幌延小学校に配置します。

#### 9、安全安心な教育環境の推進と就学支援。

学校においては、安全教育や安全管理の充実を図り、児童生徒の安全・安心を確保

する、ことが重要です。

このため、児童生徒の安全確保については、交通安全や防犯・防災教育の充実に努めます。また、PTAや幌延町青少年健全育成連絡協議会、幌延町安全で安心なまちづくり推進協議会、各関係機関との連携・協働により、子どもたちを危険から守る取組を推進します。

学校施設の修繕や維持管理に努め、子どもたちの快適で安全な学習環境を確保します。今年度は幌延中学校の体育館照明器具の改修工事や問寒別小中学校の体育館天井改修等を実施します。また、小中一貫教育の推進とあわせて、今後の学校施設のあり方を考究します。

経済的理由により就学支援を必要とする保護者に対しては、学用品費や給食費等の援助制度、また進学する学生に対しては、町の奨学資金制度の活用啓発に努めます。

第2に、社会教育について申し上げます。

町民一人一人の自主的な学習や町民相互の学習活動、地域活動は、地域の連携や教育、教育力を高め、豊かな暮らしを支える基盤となるものです。その推進を図るため、「第7次幌延町社会教育中期計画」の5つの柱に基づいた社会教育の充実に努めていきます。

1、幌延を知るための学びの場づくり。

町民一人一人が生きがいのある充実した人生を送ることを目指し、幼児から成年、高齢者が参加できる多様な学習機会の拡充や、その学習の成果を生かすことができる環境をつくることが重要です。

このため、社会教育や体育館だより、町のホームページや告知端末機等により情報を発信し、各種事業の啓発や参加促進に努めます。

ふるさと幌延町の豊かな自然や産業等を理解し、伝承していく事業では、生涯学習アドバイザーによる学習会や展示会の開催、親子・異世代・地域の交流や郷土の自然・産業などを知る「ふるさと自然体験チャレンジ教室」を開催します。

生涯学習の観点から、高齢者の学習機会として「生きがい教室」の開催、一般町民を対象とした英会話教室等を開催します。

金田心象道美術館を町民の学習成果の発表の場として活用する「心象館ミニギャラリー展」や「心象館音楽のタベコンサート」を実施します。

2、地域の営みに参画できる仕組みづくり。

町民の社会参画活動を促進するためには、文化・スポーツ活動の充実や、子育てを支援する取り組みが重要です。

このため、文化・スポーツに親しむ環境づくりでは、文化活動を広め、町民の自主的な創作活動や、地域の文化祭事業等を実施している幌延町文化協会、スポーツや運動に親しむ機会や、各種スポーツ大会等を開催している幌延町体育協会の取組を支援します。

芸術鑑賞機会の拡充を図るため、今年度は中学校対象に「学校舞台公演」の開催、町民を対象とした「体験型リズムアトラクション・ドラミングハイ」の公園を計画しています。また、運動に親しむ機会の充実を図るため、「各種運動教室」や「ニュースポーツ教室」を開催します。



地域の子育てや家庭の教育力を高めるために、ボランティア活動、PTA活動を支援していくとともに、地域の人材の有効な活用や、子育て支援ボランティア人材の育成に努めます。

### 3、子どもたちの自立を促す環境づくり。

子どもたちの体験活動の充実や自立を促す環境づくりに努め、健全育成を図ることが重要です。

このため、子どもたちの体験活動や異年齢交流活動を地域ぐるみで取り組んでいる幌延町子ども会育成連絡協議会や、ワラベンチャー問寒クラブの活動を支援します。また、ふるさとの自然とふれあい、親子・異世代・地域と交流する事業については、北大天塩研究林、遊考会、町内各種事業所や生涯学習アドバイザー等の協力を得ながら内容の充実を図ります。

子どもたちの豊かな感性を育むため、「親子ふれあい人形劇公演」の開催、異年齢の友達と交流する「放課後子ども教室」の開催、長期休業中における望ましい生活・学習習慣の定着と、自然・産業体験など、様々な活動を体験する「ほろのべ朝活プロジェクト」を開催します。

また、学校と連携し「水泳・マラソン・スキー大会」を開催し、子どもたちの体力向上に努めます。

さらに、地域づくりやボランティア活動の知識を得る「青少年体験事業ジュニアリーダーコース」や「宗谷管内どさんこ子ども地区会議」等の研修会への参加を奨励します。

### 4、次代に向けて挑戦し続ける風土づくり。

生涯学習活動を推進するためには、研修機会の充実や、各種団体、事業所等を含め、地域における協働の取組が重要です。

このため、生涯学習を推進する社会教育各委員や、スポーツ推進委員等の研修機会の拡充やボランティア活動の研修会の参加を奨励します。また、北海道教育委員会で行っている「家庭教育サポート企業制度」の周知や活用に努めます。

地域のコミュニティ活動の推進では、学校施設や社会教育施設の有効活用を進めるとともに、地域団体の活動を支援します。

生涯スポーツの推進では、スポーツ指導者の発掘や育成に努めるとともに、保健センター等と連携を図り、健康づくりを推進します。

### 5、学習活動の拠点づくり。

生涯学習活動を支える社会教育・文化・スポーツ施設の設備や機能を充実させることが重要です。

このため、幌延町生涯学習センターと国際交流施設については、相互の連携を図りながら、町民が利用しやすい施設運営に努めます。また、問寒別生涯学習センターについては、利用者のニーズを把握しながら、利便性のある施設運営に努めます。

郷土資料館については、幌延の豊かな自然環境の理解をより深められるよう、テレビモニターの設置と映像のデジタル化を図り、利用しやすい施設整備に努めます。

図書室の利用促進については、「幌延町子どもの読書活動推進計画」に基づき、移動図書や企画展の実施、北海道立図書館のインターネット予約貸出サービスの活用を

一層推進します。

老朽化に伴う社会教室施設の改修については、計画的に実施していきます。今年度は、地盤沈下が著しい総合スポーツ公園野球場の沈下の進行や有無を確認し、改修方法を検討する測量調査を行います。

今後も、安全で安心な施設の維持管理と施設運営に努めます。

以上、令和2年度の教育行政に関する執行方針を申し上げましたが、本町の「心豊かな人と文化を育むまちづくり」の推進に一層の努力を重ねる所存です。

町民の皆様、町議会の皆様の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、教育行政執行方針といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

以上をもって、「令和2年度町政執行方針」並びに「令和2年度教育行政執行方針」を終わります。

ここで、14時35分まで休憩します。

(14時16分 休 憩)

(14時35分 開 議)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第13 議案第8号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第8号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤 井 和 之 君

議案第8号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由をご説明申し上げます。

このたびの改正は、平成29年5月17日に公布された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴い、本町も関連の条例改正については、既に議決をいただいているところですが、国において、施行に向けた事務処理マニュアルを整理していたところ、令和2年1月17日に総務省から発出されたマニュアルに追加修正があり、職員のサービスの宣誓に関する条例の取り扱いについて示されたところであります。

内容につきましては、会計年度任用職員は、制度導入前の任用形態や、任用手続が様々であることに鑑み、サービスの宣誓を、それぞれの職員にふさわしい方法で行うことができることを明らかにするための改正であります。

第2条中の改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定されている県費負担教職員、いわゆる本町で勤務する北海道の教職員に関するサービスの宣誓に関する規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律や、ほかの法律に特別の定めがないため、当該職員が属する市町村が定めることとなっていることから、このたび追加をしようとする改正であります。

第2条第2項として、冒頭ご説明申し上げます、会計年度任用職員として採用された職員は、本条例の適用となることを定めた追加の改正であります。

附則であります、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第 8 号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 8 号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 4 議案第 9 号「幌延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題といたします。

議案第 9 号について、提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

議案第 9 号「幌延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

本条例につきましても平成元年に設定され、道路法第 3 2 条に基づく占用許可を受けた物件の占用料の額及び徴収方法について定めたものであります。

現在の占用料の額については、平成 2 3 年から適用されており、固定資産税評価額を基本に、国が定めた額を準用しているものであります。

このたびの改正の主な理由は、固定資産税評価額の評価替えを踏まえた額の改正によるもので、国において占用料が改正されることとなり、国から 9 月に通知があったところであり、したがって、本町の占用料も改正することとし、別表のとおり定めるものであります。

なお、今回の改正による占用料の増減については、占用物件によって異なりますので、詳細については新旧対照表を参考にしていただければと思います。

附則ですが、本条例については、令和 2 年 4 月から施行することとしております。

以上、議案第 9 号の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 9 号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第10号「幌延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第10号について、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 村上貴紀君

議案第10号「幌延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由を申し上げます。

このたびの改正は、令和元年10月3日付けで、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する条例が公布され、令和2年7月1日から施行されることに伴い、これまで省令に基づき、市町村が従うべき基準であった事業に従事する者及びその員数や、放課後児童支援員の資格に関する経過措置を含む全ての事項について、市町村の参酌すべき基準となることから、町条例において所要の改正を行うものであります。

配付した新旧対照表も併せてご覧ください。

附則第2項の改正ですが、放課後児童支援員は、本条例第10条第3項の各号に規定される保育士や社会福祉士などの資格を有するとともに、都道府県知事もしくは指定都市の長が行う研修を修了したものでなければなりません。これまで省令において令和2年3月31日までに、研修の受講を予定していれば終了したものとする経過措置が適用されてきましたが、令和2年4月1日からの改正条例の施行後は、この経過措置が終了することとなります。

本町におきましては、放課後児童クラブの運営に必要な放課後児童支援員の安定的な確保のためのみならず、指導員制度の経過措置延長を行うため、経過措置の期間を「平成32年3月31日までの間」から「当面の間」に改め、経過措置内容の「平成32年3月31日までに」を削り、「終了したもの」とあるのは「終了したもの、（終了したことを予定している者を含む）」とする改正であります。

なお、附則では、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第10号の提案理由といたします。

議長 高橋秀之君

これより、質疑を行います。

（「ありません」の声あり）

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第10号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第11号「幌延町移住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定

について」の件を議題とします。

議案第11号について、提案理由の説明を求めます。

企画政策課長 藤田 秀紀 君

議案第11号「幌延町移住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

この条例は、町外居住者を幌延町内への転入を誘導しようとする施策を講ずるために、平成28年度に幌延町移住促進住宅を3棟6戸整備いたしました。本年度の9月補正予算において、旧問寒別教員住宅1棟2戸を用途変更し、移住促進住宅として整備することとしていた住宅の改修工事が概ね完了し、次年度からの入居が可能な状態となっておりますので、その住宅を移住促進住宅として、本条例に追加しようとするものであります。

追加する住宅は、問寒別地区移住促進住宅3号棟として、本条例第2条に追加いたします。住宅の床面積は、1戸当たり51.01平方メートルであります。

ちなみに、家賃は規則で定めておまして月額1万5千円。なお、これらの移住促進住宅に地域おこし協力隊員が入居する場合は、家賃全額を減免するということとしています。

附則ですが、この条例は、公布の日から施行することとしています。

以上、議案第11号の提案理由といたします。

議長 高橋 秀之 君

これより、質疑を行います。

2 番 齋賀 弘孝 君

問寒別地区移住促進住宅ということで、今、課長のお話したとおりここに入るには、それなりの理由があって入るところなんですけれども、例えの例の中で、地域おこし協力隊が住むならばというお話がありました。ここに地域おこし協力隊が、実際に住んで生活できるという理由は、どういった理由からですか。

企画政策課長 藤田 秀紀 君

来年度の予定になるんですけれども、今年、お試し協力隊で何名か来ていただいて、来年度コミュニティ事業を問寒別で展開するんですけれども、その際、地域おこし協力隊員2名の採用を予定しております。その方々2名が住むような予定となっております。

住む理由っていうのは、質問の意味ちょっとわかりませんが、移住。地域おこし協力隊員として、幌延町内に移住するために、その方々が住むために、その移住住宅に住むというようなことでございます。

2 番 齋賀 弘孝 君

わかりました。地域おこし協力隊の方々が地域に移住される。そのために使えるということだろうとわかりました。

兼ねてから話をしてたんですけれども、この住宅を建てるにあたっては、町の単費であったり、また道の補助を受けたりして、そういった絡みもあって、住める入居の条件が違うということなんですけれども、特にこの住宅1号棟ですね。3号棟、今新しいのを地域おこし協力隊ということでした。地域に住んでる以外の者を1号棟、2号棟

に、地域以外の方と地域の人が住めるようにする条件を緩和をするというの、前々からあったお話だと思うんですけども、今回はそのような条例の改正は上がってこなかったんですか。

また、1号棟については今空いています。この空いてるところにどうやって人を呼び込むか。これは企画課の担当かと思うんですけども、町内の人でも住みたいという希望されてる方もいる。そういう方々にも手を差し伸べれないのかどうか。特に1号棟は町単費でつくってるからいいんじゃないかと思うんですけども、どうでしょうか。お伺いしたいと思います。

企画政策課長 藤田 秀紀 君

今、ご指摘のあった住宅っていうのは、短期の入居する住宅も空いているっていうことですけども、私のほうが答弁するっていうのはちょっとおかしいかなと思うんですけども、私の担当としては、移住をするために住宅を整備するっていうところの条例改正ということで、このたびの1棟2戸については、あくまでも移住者対象とした住宅ということでございますので。町の単独の住宅を整備するという話になりますと、また今回とは違うような形っていうことと、例えば今は問寒別に移住する方が入居をする予定ですから、これらの住宅については満室状態でありますので、公営住宅の状況ですとか、その他の町単独の住宅の整備という話になりますと、この議論とはちょっと別な話になるのではないかというふうに考えます。

議 長 高橋 秀之 君

よろしいですか。

2 番 齋 賀 弘 孝 君

今、満室という話があったんですけど、満室となるのは地域おこし協力隊の入る3号棟ですよ。その他が満室っていうわけじゃないですよ。それが満室になるというのは、どのようなお考えで満室になるんですか。

それで、前から言ってるように、そういうふうに家賃の改定をして、一般の人、町内の人でも空いてるんだったら利用してくださいよというふうに利用してもらったほうがいいんですから、そういうようなことも今回考えてもらえなかったのかという条例案の改正ですから。これは前々から話題になってる話ですから、検討なされなかったのか、そこら辺お伺いします。

企画政策課長 藤田 秀紀 君

今空いてる1戸っていうのは、あくまでも短期入居向けの住宅ということで、体験ですとか、常に空いてるわけではなくて、当然、1年のうちに何日間かは、短期のためにお試しで入らせてくださいというような方も何件もいらっしゃいますので、そこを問寒別を体験していただいて、それが入居につながればというような意図の住宅でございまして、それらをすぐに他の人っていうかですね、そこを埋めてしまうと、お試しで短期で入居して、そういう人向けの住宅が無くなってしまいますので、担当課としては、1戸はそういう住宅を持っていきたいと。そこを体験してもらって、何とか移住につなげたいというような考え方でございます。

議 長 高橋 秀之 君

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第11号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

この際、日程第17 議案第12号「幌延町民営賃貸住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例の制定について」及び、日程第18 議案第13号「幌延町定住促進持家住宅建設等奨励条例の一部を改正する条例の制定について」並びに、日程第19 議案第14号「幌延町商工業等振興促進条例の一部を改正する条例の制定について」の3件は関連がありますので、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第12号から議案第14号までの、3件は、一括議題とします。

議案第12号から議案第14号までの提案理由の説明を求めます。

企画政策課長 藤田 秀紀 君

ただ今、一括上程されました議案第12号「幌延町民営賃貸住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第13号「幌延町定住促進持家住宅建設等奨励条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第14号「幌延町商工業等振興促進条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

今期の総合戦略は本年度末で終了いたしますが、これら3つの条例は、総合戦略における取組事業として位置付けられており、総合戦略の期間内で助成制度の内容を検証していきこうと、期限を5年間として運用しているところでございます。

条例の効力が今期の総合戦略と同様、本年3月31日をもって失効することとなっていることから、3事業の内容を検討した結果、助成制度の内容は現行どおりとして、次期の総合戦略の期間と同様に5年間延長するものであります。

それぞれの条例の内容について、簡単にご説明いたします。

まずは、幌延町民営賃貸住宅建設促進助成条例ですが、幌延町内に民営の賃貸住宅を建設しようとする場合、その建設費用の一部を助成するもので、町内の建設業者が建築主体工事を施工した場合、全体の工事費に対して、建設工事費を建設戸数で除した金額が、床面積が40平米以上で1LDKあたり200万円。床面積が50平米以上の2LDK以上の場合は300万円とそれぞれ限度額が設定されておりますが、その建設工事の100分の30を助成する制度であります。

町外の建設業者が施工した場合は、その限度額は、床面積が40平米以上の1LD

Kあたり130万円。床面積が50平米以上の2LDK以上の場合は200万円であり、助成率は、100分の20となっています。

続いて、幌延町定住促進持家住宅建設等奨励条例ですが、本町の住民基本台帳に登録されている者又は本町に居住しようとする者が、幌延町内に住宅の新築や増改築、設備の改修、中古住宅の取得に要する費用の20%を助成する事業であります。

助成額は、新築の場合は300万円、増改築の場合150万円、中古住宅の取得の場合は、100万円の限度額となっております。

なお、これらを建設する事業者が幌延町内に本店や支店がない場合には、その限度額は、町内業者が施工した場合の8割の額となります。

最後に、幌延町商工業等振興促進条例ですが、幌延町内で事業を営んでいる個人や法人が、事業の用に供する建物を新築、増改築、設備の改修、施設や設備備品を取得しようとする場合、幌延町内の事業者が施工した場合は、かかる費用に対して50%を助成し、補助金の限度額は1千万円。町外の事業者が施工した場合は、補助率が40%で、補助金の限度額が800万円。

また、従業員の確保に資する施設、例えば、社宅であるとか、寮、寄宿舎などですが、これらの施設を改修する場合、幌延町内の事業者が施工した場合は、かかる費用に対して30%を助成し、補助金の限度額は200万円。は町外の事業者が施工した場合は、補助率が25%で、補助金の限度額が160万円という制度となっています。

この度の改正は、条例の失効期限を、次期の総合戦略の期間に合わせ、令和7年3月31日にしようとするものでございます。

なお、これら3本の一部改正条例は、公布の日から施行するとしております。

以上、議案第12号から議案第14号までの提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

2 番 齋 賀 弘 孝 君

ただいまの説明の中で、助成制度を現行どおりとしてという話がありましたが、町長執行方針の中で、これら2つを再検討して継続するというふうに執行方針で述べていますから、年度内にはいろいろまた再検討して、条例の中身もこの1年で変更することがあるということによろしいんですね。

副 町 長 岩 川 実 樹 君

お答えいたします。

今回この条例の期限がですね、3月31日までで終わってしまうということで、ちょっと作業的には総合戦略がまだ完成していないということで、前後してしまいますけども、この制度を途切れさせるわけにはいかないということで、今回、期間だけは延長させていただきました。

中身につきましては、今後総合戦略の中でも議論が出てくると思いますけれども、実際、条例をつくった後ですね、どれだけ使われ、利用されたかとかということも、ちょっと検証しなきゃならないと思っています。そこには、なぜ使われてこなかったのか、何がネックになっていたのかっていうようなこと。

以前の議会でも、植村議員とかからもご指摘等もありましたんで、そのようなこと



もいろいろ踏まえて検討しながら、制度の中身自体については、ちょっと見直しも含めて検討させていただきたいなと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

議 長 高 橋 秀 之 君  
よろしいですか

(齋賀議員「はい」)

他にありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第12号から議案第14号までの3件は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第15号「幌延町職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第15号について、提案理由の説明を求めます。

副 町 長 岩 川 実 樹 君

議案第15号「幌延町職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由をご説明いたします。

普通地方公共団体の職員の定数は、地方自治法第172条第3項の規定により、条例で定めることとされておりますが、令和2年4月以降、町長事務部局の定数の見直しが必要となったことから、条例の一部を改正しようとするものであります。

以下、改正案の概要について、別紙新旧対照表によりご説明申し上げます。

幌延町職員等の定数に関する条例第2条では、各執行機関ごとの定数を規定しておりますが、この度の改正により、第1号町長の事務部局の職員定数を、現行の88名から2名増の90名としようとするものです。

増加の主たる理由ですが、認定こども園の保育士に係る定員を2名増加しようとするもので、こども園につきましては、ここ数年、3歳未満児の利用が相当数、恒常的にあることから、全体的に不足する保育士を臨時的任用にて対応してきたところであり、今後の利用ニーズや職員の勤務形態、責任の度合い等を考え、保育体制を強化すべきと判断し、正規職員として2名増員させていただきたいというものでございます。

次に附則でございますが、本条例は令和2年4月1日から施行することを規定しております。

以上、議案第15号の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君  
これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第15号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第16号「使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第16号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤井和之君

議案第16号「使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、提案理由をご説明申し上げます。

ご承知のとおり、令和元年10月1日から消費税が増税されております。また、行政改革大綱幌延自立プランにおいては、5年ごとに条例で規定されている使用料手数料の見直しをすることとされております。

昨年、消費税増税時には、公の施設等に係る使用料手数料等の対応として、消費税率の引き上げに伴い、消費税が円滑かつ適正に転嫁されるべく、道を通じて総務省から通知があったところでございます。

増税前においても、町長を含め、全担当課で議論してまいりましたが、改正並びに運用につきましては、年度中の改定実施は、管理運営面や利用者の視点を鑑みるなど、新たな年度からの実施としたところでございます。

今回の検討に当たっての基本的な考え方としては、消費税は消費者が最終的な負担者となる間接税であることから、原則として消費税率引き上げ程度を上乗せする改定を行うこととし、さらに、公共施設等の管理運営面などを考慮して、検討を進めたところでございます。

特殊事情がある使用料、手数料以外の料金については、少額のものを除き、原則として消費税率引き上げ程度を上乗せする改定を行うこととし、本条例において、料金改定に係る条例の一部改正を一括して行うことといたしました。

お配りしました議案資料は、改正条文の順で、現行料金と改正後の料金、そしてその差額と改正率を示してございます。

町では、料金を原則10円単位とすることとしており、端数処理の関係上10円以上の上乗せとならないもので、結果として据え置きとなり、一覧票では空欄の表示となっている欄もございます。

それでは、条文に沿って説明いたします。

別添の使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例に関する資料をご参考にいただければと存じます。

第1条は、幌延町営草地開発施設設置並びに牧野管理に関する条例の一部改正で、

過去の増税時には改正しておりませんでした。

また、放牧に伴う所要の経費などは、既に増税後で取引をしており、放牧料の現行単価に増税分を考慮して、整合を図りつつ見直しを行った結果、農業振興の観点から見直した額を増税分の最小限とした単価の改正であります。

なお原則10円単位とした考え方でありますが、影響額などを考慮し、従来から単位での設定となっておりますので、そのまま円単位となっております。

第2条は、幌延町生活改善センター設置等に関する条例の一部改正で、別表を改め、生活改善センター使用料を1から2%程度引き上げようとするものです。

第3条は、幌延町集会施設設置等に関する条例の一部改正で、別表を改め、集会施設等使用料は1から2%程度の引き上げとなります。

第4条は、幌延町総合体育館使用条例の一部改正で、専用で使用する場合の使用については2%以内とした改正で、個人の小中学生、高校生については据置きしております。なお、高校生の区分に70歳以上を追加し、70歳以上の対象者が個人でも利用しやすい環境としたところでございます。個人の大学・一般料金はしばらく据え置いたところでもあり、1回券、回数券、年間券の使用料について引き上げをしようとするものです。

第5条は、幌延町地区体育館条例の一部改正で、別表を改め、地区体育館使用料を1から2%程度引き上げようとするものです。

第6条は、幌延町公園条例の一部改正で、別表を改め、公園施設の使用料を2%程度引き上げようとするものです。

なお、キャンプ場のバンガローは、平成31年度に改修され、綺麗になっております。利用者数も増加しているところでございますが、今回、近隣町村などの類似施設の調査や減価償却など、料金改定を検討し、1泊分の単価改正及び時間当たり単価を、資料のとおり改正しようとするものであります。

第7条は、幌延町産業共進会場条例の一部改正で、別表を改め、施設の使用料を引き上げようとするものです。

共進会場については、ご承知のとおり、管理棟部分は別の規定となっております。現在の使用料を再算定した結果、改正率が2%を超える結果となっておりますが、共進会などは減免の取り扱いとしており、そのほかの利用者への影響なども考慮した改正となっております。

第8条は、幌延町健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正で、先ほど、総合体育館のときと同様に、小中学生、高校生については据置くこととし、個人の大学一般料金はしばらく据え置いていたこともありまして、1回券、回収券、年回券の使用料について引き上げる改正となります。

第9条は、幌延町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正で、別表を改め、センターの使用料をおよそ2%程度引き上げようとするものです。

第10条は、幌延町東ヶ丘スキー場設置条例の一部改正で、使用料を1から2%程度引き上げようとする改正で、管理棟単価の設定については、令和元年9月議会で議決をいただいております。

第11条は、幌延町民会館条例の一部改正で、別表を改め、会館の使用料を1から

2%程度引き上げようとするものです。

第12条は、幌延町総合スポーツ公園条例の一部改正で、別表を改め、スポーツ公園の使用料を1から2%程度引き上げようとするものです。

第13条は、幌延町簡易水道事業給水条例の一部改正で、別表第1の改正では、超過料金については、消費税率8%時に据え置いておりました。金額が少ないため、計算上改正率が大きく見えているところですが、基本料金とのバランスなども考慮して判断しており、他の区分については1から2%程度引き上げる改正となります。

第14条は、幌延町手数料徴収条例の一部改正で、別表1の改正では、13の鳥獣飼養登録票の交付手数料及び更新手数料もしくは再交付手数料は法律の改正に伴い、適用となる条文を改め、21の住民票及び戸籍の付票の写しの次に、証明及び徐票を含むを追加する改正となります。

別表2の改正では、地籍調査の成果に関する手数料について、1から2%程度引き上げをする改正です。

第15条、幌延町普通河川管理条例の一部改正及び第16条幌延町準用河川の管理に関する料金徴収条例の一部改正については、当該料金に乗ずる税率を100分の8から100分の10に改めようとするものです。

第17条、幌延町公共下水道条例の一部改正、第18条、幌延町個別排水処理施設の設置及び管理等に関する条例の一部改正ですが、下水道及び個別排水使用料の超過料金については、水道料金と同様に消費税率8%時に据え置いていたため、改正率が大きく見えているところですが、基本料金とのバランスなども考慮して判断し、金額が小さいため、計算上改正率が大きくなっております。他の区分につきましては、1から2%程度引き上げる改正となっております。

第19条は、幌延町トナカイ観光牧場設置条例の一部改正で、別表第1から別表第4については、1から2%程度引き上げる見直しですが、料金に影響のある別表第3、別表第4を改正しようとするものです。

第20条は、幌延町立学校施設使用条例の一部改正で、学校施設については、総合体育館と利用形態が同様であることを勘案し、総合体育館と同じ体系にしようとしたことによる改正のため、改正率が大きくなっております。

第21条は、幌延町行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部改正で、別表を改め、役場庁舎使用料を1から2%程度引き上げようとするものです。

第22条は、幌延町生涯学習センター条例の一部改正で、別表第1の改正では、幌延町生涯学習センターの使用料、別表第2の改正では、問寒別生涯学習センターの使用料、別表第3の改正では、社会教育関係団体使用料を1から2%程度引き上げの見直しをしつつ、各区分の差し引き額を考慮した改正とするものです。

第23条は、幌延町立診療所条例の一部改正で、同条例第9条第5項に規定する使用料については、当該料金に乗ずる率を100分の8から100分の10に改め、別表で規定する予防接種料や健康診断料など、使用料及び診断書料などの手数料についても、増税程度分を引き上げる別表の改正です。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行しようとするものです。

なお、経過措置として、この条例の施行の日前から継続して供給している水道下水料及び個別排水処理施設の使用で、施行日から4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定する者に係る料金については、改正後の規定にかかわらず、従前の例にしようとしております。

以上、議案第16号の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

2 番 齋 賀 弘 孝 君

資料を見てちょっといいですか。1ページ目にあります総合体育館の使用料ですけれども、この高校生ありますよね、一番下の段の。この方たちが一日使ったら、全日って1日のことですよ、朝から晩までって意味ですよ。全日って書いてあるから。改正後、1万2,160円です。ところがこれ大学生一般になったら、1万7,040円。これどうしてこういうふうになるんですかね。午前、午後、夜間足しても1万7,020円しかないんですけども、これどういうふうに計算するんですか。子どもたちの場合はまとめて足すけど、大学生、一般は違うというのは。

議 長 高 橋 秀 之 君

暫時休憩します。

(15時20分 休 憩)

(15時27分 開 議)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

教育次長 伊 藤 一 男 君

こちらの手数料の関係なんですけれども、先ほど提案理由の説明でもありましたけれども、端数の関係でこのようなところが施設によって出てきておまして、それぞれ午前、午後、夜間ということで計算していくと、このような数字になっております。よろしくをお願いします。

総務財政課長 藤 井 和 之 君

それぞれ施設ごとの原価をまず算定して、それから幾らです、幾らですということ個別に、例えば午前だったら午前、午後、全日っていうふうにそれぞれ計算していきます。

ですから、原価の出た単価が、金額が大きければ10円という端数が反映されるけれども、原価の単価が安い場合っていうのは、10円未満になってしまうので、そういった関係の計算上からの端数は、当然ながら出てくると思います。

多分疑問に感じるかもしれませんが、そういった計算という根拠がどうしてもあるものですから、最後結果としては、他の施設と比較すると、他の施設では安く見えたりするところも見えます。

ただ、このケースだと計算される原価の単価が高いので、どうしても10円という端数が反映されて、合計すると何十円か誤差が出るという、そういうような仕組みになってまして、意図としてやってるわけではなくて、計算として、たまたまそういうふうに計算結果が出たということで、すいませんがご理解いただければと思います。

議 長 高 橋 秀 之 君

よろしいですか。

2 番 齋 賀 弘 孝 君

すいません。ちょっと私もよくわかんないんですけども。

これ最終的にはね、こういう10円とかこういう端数が出てくるので、今後こういうの支払いをね、ネット通貨が通じてる時代ですから、学生さんでも大学生でも携帯電話を持ってきてネット支払いますよという、そういうふうにしていてもいいんじゃないかと思うんですが、そこまではまだ検討するのは早いと思いますか、どうですか。

総務財政課長 藤 井 和 之 君

今、齋賀議員のご質問だといろんなケース、いろんな施設が想定されると思います。

恐らく将来的には、齋賀議員がおっしゃってるような仕組みというのが、幌延町でも運用されたり、構築されてくるんだろうなとは思いますが。

ただ、その導入を将来見据えて、何かのタイミングで、例えば交付金があるとか補助金があるですとか、もしくは利用者から、本当にそういうふうにしてよというような声が大きく聞こえてきたりだとか、そういうタイミングを見計らいながら、まず1つ考えるべきだと、1つ目は思います。

もう2つ目はですね。そういった導入経費が見合うか見合わないか、そういったところもやっぱり検討の材料にもなるのかなというふうに思いますので、考え方として見れば多分あるのかなと思うんですが、やっぱりそのタイミングを見計らって、検討して判断してまいりたいと思います。

議 長 高 橋 秀 之 君

よろしいですか

(齋賀議員「はい」)

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第16号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

この際、日程第22 議案第17号「幌延町障害者福祉サービス施設の指定管理者の指名について」及び、日程第23 議案第18号「幌延町食肉加工施設の指定管理者の指名について」の2件は、関連がありますので、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題にしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第17号から議案第18号までの2件は、一括議題とします。

議案第17号と議案第18号の提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 村上貴紀君

ただいま一括上程されました、議案第17号「幌延町障害福祉サービス施設の指定管理者の指定について」及び議案第18号「幌延町食肉加工施設の指定管理者の指定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、幌延町公の施設に係る指定管理者の指定の手続などに関する条例第7条の規定に基づき、幌延町障害福祉サービス施設及び幌延町食肉加工施設の指定管理者を指定するに当たって、議会の議決を求めるものであります。

指定管理の対象とする幌延町障害福祉サービス施設については、地域における障害福祉サービスを行う施設として設置している、幌延町立北星園及び安心生産農園であり、幌延町食品加工施設については、地域の農畜産物の研究開発と高次加工により、地域農業の発展を図ることを目的とした施設であります。

現在、施設の管理は、社会福祉法人幌延福社会にお願いしているところですが、今後も施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することが期待できることから、引き続き管理をお願いすることが適当と判断し、同条例第6条の規定に基づき、公募によることなく、議案に記載のとおり、社会福祉法人幌延福社会を指定管理者の候補として選定したものであります。

なお、指定期間は令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間としております。

また、施設の管理に関する協定は、現在と同じ内容での締結を考えております。

以上、議案第17号及び議案第18号の提案理由の説明といたします。

議長 高橋秀之君

これより、質疑を行います。

7 番 西澤裕之君

指定に関しては何ら問題ないんですけども、1点だけ確認させてください。

食肉加工施設については、建設当初、特産品開発などで一般町民も使えるというようなお話があったかと思いますが、それは今でもその話が有効なのか、そういうことはもう無いことになっているのか、その点確認させてください。

保健福祉課長 村上貴紀君

食肉加工施設の一般町民の利用ということですけども、こちらで利用のほうがですね、平成12年の利用を最後に利用はありませんが、今現在も一般の利用はできる形で運用はしております。

ただ、安心生産農園の合鴨の処理羽数、ここ最近は1万2、3千羽を年間処理しております、ほぼ毎日のように運用はしておりますが、一般町民からの利用の申入れがあった場合には、そちらと安心生産農園の加工のほうと調整しながら貸出しをするということで、考えているというところでありまして。

7 番 西澤裕之君

その場合は、先ほどの使用料、手数料の話になるんですけども、そこは無料で使え

るのか、その辺、使用料、手数料についての確認をお願いします。

保健福祉課長 村 上 貴 紀 君

食肉加工施設の使用料、利用料につきましては、先ほど、総務財政課長から説明がありました計算方式に基づいて計算した結果、据置きということとなっておりますので今回の手数料の改正のほうには出ておりませんが、現状の手数料という形でいただくということになります。

議 長 高 橋 秀 之 君  
よろしいですか。

(西澤議員「はい」)

他にありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第17号と議案第18号の2件は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

ここで、3時55分まで休憩します。

(15時38分 休 憩)

(15時55分 開 議)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。

本日の会議時間は議事の都合により、2時間延長し、午後7時までとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は2時間延長し、午後7時までとすることに決定いたしました。

お諮りします。

この際、日程第24 議案第19号「令和2年度幌延町一般会計予算」

日程第25 議案第20号「令和2年度幌延町国民健康保険特別会計予算」

日程第26 議案第21号「令和2年度幌延町国民健康保険診療所特別会計予算」

日程第27 議案第22号「令和2年度幌延町後期高齢者医療特別会計予算」

日程第28 議案第23号「令和2年度幌延町介護保険特別会計予算」

日程第29 議案第24号「令和2年度幌延町簡易水道事業特別会計予算」



日程第30 議案第25号「令和2年度幌延町下水道事業特別会計予算」の7件は関連がありますので、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第19号から議案第25号までの7件は、一括議題とします。

議案第19号から議案第25号までの、提案理由の説明を求めます。

副町長 岩川実樹君

ただいま一括上程されました、議案第19号から第25号までの、令和2年度幌延町各会計予算につきまして、配布しております説明資料に基づいて概要を申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

1ページをお開きください。

はじめに、政府予算案に触れさせていただきます。

国の令和2年度一般会計予算額は、歳入歳出10兆6,580億円で、前年度比1.2%の増加となっております。

政府は、経済再生と財政健全化の両立を実現するとして、消費税の増収分を活用し、全世代型社会保障制度の構築に向けて、高等教育の無償化や予防・健康づくりの取組みなど医療・介護分野の充実を図るほか、総合経済対策として「臨時・特別の措置」を講ずることとし、キャッシュレス・ポイント還元事業やマイナンバーカードを活用した消費活性化策を実施するとしています。

また、防災や国民の経済又は生活を支える重要インフラの機能維持を図るため、「防災・減災、国土強靱化のための3年緊急対策」として、令和2年度に実施する事業に対し、1兆1,432億円を計上しています。

歳入の租税及び印紙収入につきましては、消費税の増収増を含め1.6%増の6兆3兆5,130億円を見込んでおり、公債金は3兆2兆5,562億円で、公債依存度は31.7%程度となっております。

次に、地方財政計画ですが、歳入歳出規模は9兆7,397億円で、前年度と比較して1.3%の増となっております。

歳入の地方交付税につきましては、1兆6兆5,882億円、前年度比2.5%の増加で、地方税、地方交付税及び臨時財政対策債等の「一般財源総額」は、6兆3兆4,739億円で、前年度比1.2%の増となっております。

次に、令和2年度幌延町各会計予算について、ご説明いたします。

2ページをお開きください。予算の総括についてです。

予算編成にあたりましては、歳出全般について見直しを行いつつ町財政の健全性に配慮しながら、町民ニーズに応えるとともに、総合戦略の推進や公共施設の長寿命化、福祉の向上等を図るため、財源の配分を行いました。

人件費及び扶助費を除く消費的経費の予算編成につきましては、財源の効率的な活用を図りつつ、くらしの安心安全や子育て・教育環境の充実に配慮した編成といたしました。

投資的経費につきましては、農業基盤整備事業や生産拡大事業、商工業経営力向上促進事業など産業の振興に重きを置くとともに、公共用施設や道路橋梁等の整備と改修を進めることといたしました。

また、「幌延町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、「安心なくらしとまちづくり」や「子育て支援と人づくりの推進」、「まちへ新しい人の流れをつくる」等のソフト事業への取組も進めることとしております。

1の各会計別当初予算総括表をご覧ください。

一般会計から下水道事業特別会計までの7会計の予算額合計は63億102万8千円で、前年度当初予算と比較して7,097万8千円、1.1%の増となります。

下の表、2の当初・繰越予算の状況をご覧ください。

今定例会に提案の、平成31年度一般会計補正予算で繰越明許費として設定予定の7,573万8千円が、令和2年度への繰越となります。

この繰越を合わせますと、一般会計の合計は51億3,873万8千円、全会計の合計は63億7,676万6千円の予算規模となります。

4ページをお開きください。5の各会計別地方債現在高です。

3会計の令和2年度末合計残高は、前年度末より4,904万7千円増加して、39億6,537万7千円を予定しております。

6の各会計別基金現在高では、5会計の令和2年度末合計残高は、前年度末より1億3,622万8千円減少し、51億2,377万6千円を予定しております。

7の北海道市町村備荒資金組合納付金現在高は、前年度末より599万4千円増加し、令和2年度末で18億615万円を予定しております。

6ページをお開きください。10の各会計別人件費の状況です。

全会計104人の職員の人件費総額は8億140万円で、予算総額の12.7%を占めています。

一人当たり771万円で、共済費を除きますと一人当たり592万2千円になります。

主な増減要因として、2年度は、保育士2名の増員分や職員の退職と採用等により給料で916万9千円増加し、職員手当で44万円減少しております。共済費は昨年度が3年に1度の退職手当組合事前納付清算金支払いの年度であったことから今年度は3,334万7千円減少しております。

8ページをお開きください。一般会計予算の概要についてご説明いたします。

令和2年度一般会計予算総額は、歳入歳出それぞれ50億6,300万円で、平成31年度当初予算と比較して4,800万円、1.0%の増となります

9ページは、歳入の内訳です。

1款町税は、5億9,249万円の計上で、前年度比2.7%の減となります。これは、個人町民税と償却資産に係る固定資産税の減少が主な要因です。詳細は、12ページの(4)町税税目別収入の状況をご参照ください。

9款地方交付税は、普通交付税の交付実績等を勘案し、3千万円減額して21億3千万円の計上で、前年度比1.4%の減となります。

普通交付税及び特別交付税等の内訳は、13ページの(6)地方交付税等当初予算

額・決算額の推移をご参照ください。

13款国庫支出金は、前年度比19.4%増の3億4,105万3千円の計上です。これは、橋梁長寿命化に係る社会資本整備総合交付金の増加が主な要因です。

14款道支出金は、前年度比15.1%増の2億4,675万9千円の計上です。これは、農業水路等長寿命化・防災減災事業や中山間地域等直接支払事業実施に係る補助金の増加が主な要因です。

17款繰入金は、前年度比34.1%減の2億5,030万円の計上です。公共施設等整備基金、財政調整基金、減債基金、エネルギー施策等振興基金からの繰入は、合わせて1億5,118万円減少し、ふるさと創生基金からの繰入れが、2,095万円増加したことが、主な要因です。

なお、繰入金の詳細は、20ページの(7)基金積立・取崩額及び充当事業をご参照ください。

20款町債は、前年度比15.2%増の9億5,340万円の計上です。

IP告知システム更改事業、幌延下沼線道路改良事業の完了に伴う減少や、こざくら荘ボイラー設備改修支援事業、グループホーム建設支援事業、町道問寒中間寒線道路改良事業、橋梁長寿命化改修等による増加が主な要因です。内訳は19ページの(6)町債の発行事業をご参照ください。

次に、歳出の内訳について、ご説明いたします。

14ページをお開きください。

(1-1)歳出款別予算額の内訳です。

1款議会費は、4,884万9千円で、議員報酬、職員給料等のほか、今年度は道外への議員視察研修事業を計上しております。

2款総務費は、6億4,344万5千円で、主な事業として、情報通信施設運営事業、移住定住促進事業、地域コミュニティ形成事業、地域おこし協力隊運営事業、基金管理事業等のほか、新規事業として集落支援活動運営事業、地域公共交通車両整備事業、幌延町強靱化計画策定事業を計上しております。

3款民生費は、9億7,314万4千円で、こざくら荘支援事業、老人福祉管理費、認定こども園管理費、出産祝金及び養育手当支給事業等のほか、新規に社会福祉管理費として外国人介護福祉人材育成支援協議会負担金、北星園民営化支援事業としてグループホーム建設支援事業補助金、こざくら荘ボイラー設備改修支援事業補助金、障がい者福祉管理として障がい者基本計画及び第6期障がい者福祉計画策定費を計上しております。

4款衛生費は3億247万6千円で、公衆浴場管理費、母子保健事業、予防事業、保健推進事業、町立歯科診療所運営事業、し尿及び塵芥処理費負担金等を計上しております。

6款農林水産業費は6億29万7千円で、中山間地域等直接支払事業、町営牧場管理費、生乳生産拡大事業、町有林整備事業、有害鳥獣駆除等のほか、道営畑地帯総合整備事業及び農業用水道施設改修事業等を計上しております。

7款商工費は1億5,448万5千円で、中小企業融資事業、商工業等振興促進事業、商工業経営力向上促進事業及びトナカイ観光牧場管理委託事業等のほか、食ブラ

ンド創出・まちの拠点計画調査事業、幌延町・豊富町広域観光促進事業等を計上しております。

8款土木費は8億8,395万円で、町道の補修や除雪等の維持管理費、橋梁と公営住宅の長寿命化改修事業等のほか、新規に建設機械整備事業、町道改良事業、山村広場遊具施設整備事業、ふるさとの森森林公園遊歩道補修、名林公園環境整備事業を計上しております。

9款消防費は1億4,457万4千円で、北留萌消防組合負担金及び防災対策事業が主な事業となりますが、消防組合負担金のうち、新規に消防指令広報車購入費が含まれており、また、防災対策事業には、避難に対応する備品や資機材の増強予算を計上しております。

10款教育費は3億8,621万6千円で、各小中学校又は社会教育施設に係る運営管理費や情報通信機器等整備事業、スクールバス運行等が主な事業となりますが、新規に幌延小学校グランドトイレ等補修、問寒別小中学校遊具施設整備、幌延中学校体育館照明器具改修、総合スポーツ公園改修調査事業を計上しております。

12款公債費は、地方債の償還等で9億1,056万2千円の計上です。

22ページをお開きください。(9)は、一部事務組合への負担金の状況です。

西天北五町衛生施設組合及び北留萌消防組合幌延支署分の負担金内訳を整理しております。

西天につきましては、前年度からの継続事業である、使用済み紙おむつ燃料化事業と、新規事業としてクリーンセンター給水管整備事業の実施を見込み、普通建設事業が増加しましたが、退職者に係る退職手当組合負担金が減額となったことから、当町の負担金は前年度と比べ117万円減少し、1億3,915万3千円となりました。

23ページの北留萌消防組合につきましては、普通建設事業として消防指令広報車の購入事業が計上されておりますが、消防施設費の普通建設事業費が前年度より減少したことに伴い、当町の負担金は3,587万7千円減少し、1億3,858万4千円となりました。

24ページをお開きください。

(10)は、地方消費税交付金のうち社会保障財源化分2,890万円が充てられる社会保障経費及び施策に要する経費の内訳です

25ページから31ページまでは、繰越事業も含めた、令和2年度の主な事業の概要を整理しております。

32ページをお開きください。

(13)は当該年度の事業のうち、「まち・ひと・しごと創生総合戦略事業」に係る事業と予算額を整理し再掲しており、予算総額は2億1,661万1千円の計上で、前年度と比べ3,587万円の増加です。

次に特別会計予算の概要を申し上げます。

33ページをご覧ください。国民健康保険特別会計です。

歳入歳出予算総額は、3億2,296万8千円で、前年度比4.8%の増となります。歳入の国民健康保険税は、7,324万9千円で、前年度比9.1%の増となります。また、従前、国・道・支払基金から別々に交付されてきました各種交付金等は、道

が国保財政の運営主体となったことから、平成30年度から道支出金として交付されていますが、今年度は1億9,866万6千円を見込み、前年度比1.9%の増となります。

歳出では、保険給付費が、1億3,861万7千円で、前年度比16.3%の減となります。

また、従来、社会診療報酬支払基金へ支出していた後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、介護納付金は、道で取りまとめて支出することから、平成30年度から国民健康保険事業費納付金という科目になり、今年度は1億1,043万2千円を見込み、前年度比9.0%の増となります。

中段(2)管理運営等の状況ですが、年間平均の被保険者数は597人で、前年度と比較して24人の増、加入世帯数は344世帯を予定しております。

1世帯当たりの保険税現年度課税額は22万9,405円で前年度と比べ2万2,617円増額、被保険者一人当たりの保険税現年度調定額は13万2,186円で、前年度と比べ1万4,898円増額となり、歳入総額に占める国民健康保険税の割合は22.7%となっております。

34ページをお開きください。国民健康保険診療所特別会計です。

歳入歳出予算総額は3億3,962万6千円です。

歳入のうち、入院料は2,766万8千円で歳入全体の8.1%を構成し、外来診療料は6,726万2千円で歳入全体の19.8%を構成します。

中段、(2)管理運営等の状況ですが、経営改善を図るため、従来、療養病床19床としていたものを、平成30年度から一般病床4床、療養病床15床に変更しております。病床19床のうち、1日平均の入院患者数は7.0人で、1日平均の外来患者数は、60.6人を見込んでおります。

(3)繰入金の内訳をご覧ください。一般会計からの繰入金は、電子内視鏡等の医療機器更新を予定していることや、国保直診化に伴う国民健康保険特別会計からの繰入金4,355万2千円が見込まれることから、1,592万2千円減少し、1億6,566万円となります。

35ページをご覧ください。後期高齢者医療特別会計です。

歳入歳出予算総額は5,161万8千円で、前年度比1.7%の減となります。

歳入の後期高齢者医療保険料は、年間平均被保険者378人で1,794万円、前年度比4.5%の増となります。

被保険者1人当たりの年保険料は、現年度調定分で4万7,460円となり、前年度と比べ2,518円の増となります。

歳出の後期高齢者医療広域連合納付金は4,863万3千円で、前年度比1.8%の減となります。

36ページをお開きください。介護保険特別会計です。

保険事業勘定につきまして、歳入歳出予算総額は2億4,972万円で、前年度比1.1%の増となります。

歳入の介護保険料は、年間平均の第1号被保険者数705人で、4,261万2千円と見込み、前年度比1.6%の減となります。

被保険者1人当たりの年保険料は、現年度調定分で6万428円となり、前年度と比べ1,583円の減となります。

歳出の保険給付費は1億9,284万2千円で、前年度比2.3%の減となります。

37ページは介護サービス事業勘定です。

居宅介護及び介護予防のサービス計画作成件数は192件を予定しており、歳入歳出予算総額は881万9千円で、前年度比3.2%の増となります。

38ページをお開きください。簡易水道事業特別会計です。

歳入歳出予算総額6,973万6千円で、前年度比37.8%の増となります。

歳入の水道使用料及び手数料は、月平均給水戸数を1,027戸、4,663万円と見込み、前年度比4.5%の増となります。

歳出の水道管理費は4,213万2千円で、地方公営企業法適用化事業開始により前年度比6.3%の増。水道整備費は1,248万2千円で、簡易水道施設改修事業実施により、前年度比1,175万8千円の増加となります。

39ページをご覧ください。下水道事業特別会計です。

年度末の予定処理戸数は840戸とし、水洗化率は97.3%、合併処理浄化槽設置基数を137基と予定しております。

歳入歳出予算総額は1億9,554万1千円で、前年度比13.0%の減となります。

歳入の下水道使用料及び手数料は3,628万1千円、前年度比3.1%の増、一般会計からの繰入金は1億1,487万1千円で、前年度比14.5%、1,955万円の減となります。

歳出の施設管理費は、下水道ストックマネジメント計画策定業務や非常用発電機整備事業の完了により6,994万6千円、前年度比25.9%の減となり、施設整備費は、下水道管理センター等長寿命化計画に基づく設備等の更新で3,831万7千円、前年度比34.6%の減です。

個別排水施設整備費につきましては、合併処理浄化槽3基の設置を見込み1,361万7千円を計上しております。

以上、一般会計ほか各会計予算案の概要を申し上げました。

予算審議を通して、議員の皆様からのご意見やご提言をいただくとともに、予算執行につきましては、ご理解とご協力をお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

議 長 高 橋 秀 之 君

お諮りします。

本案は、議員全員をもって構成する「令和2年度幌延町各会計予算審査特別委員会」を設置の上、これに付託し、審査したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、議員全員をもって構成する「令和2年度幌延町各会計予算審査特別委員会」を設置の上、これに付託して審査することに決定しました。

第1回特別委員会は、委員会条例第7条第1項の規定に基づき、議長において招集

することとし、委員長、副委員の互選を行います。なお、委員長の互選については、委員会条例第7条第2項の規定に基づき、年長の議員が職務を行うことになっておりますので、よろしくお願いします。

ここで、暫時休憩します。

(16時22分 休 憩)

(18時13分 開 議)

休憩を解いて、会議を再開します。

本日の議事日程は、全て終了しました。

これにて、散会します。

なお、明日は午前10時より会議を開きます。

本日は、大変ご苦労様でした。

(18時13分 散 会)

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会議長 高橋秀之

署名議員 4番 無量谷 隆

署名議員 6番 吉原哲男

以上、記録する。

主 事 満保希来